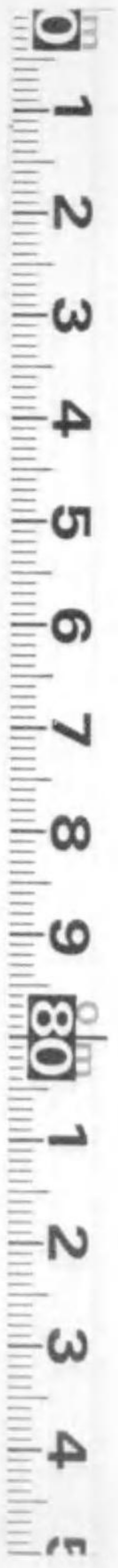


327
946



始



コ2582

327-946

の



大日本帝國憲法

大正
3.20
内交

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協方輔翼ニ倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

大日本帝國憲法

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿徳良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

二

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有效ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵 黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵 伊藤博文
- 外務大臣 伯爵 大隈重信
- 海軍大臣 伯爵 西郷從道
- 農商務大臣 伯爵 井上馨
- 司法大臣 伯爵 山田顯義
- 大藏大臣兼內務大臣 伯爵 松方正義
- 陸軍大臣 伯爵 大山巖
- 文部大臣 伯爵 森有禮
- 逓信大臣 伯爵 板本武揚

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子
孫之ヲ繼承ス
第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此
ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行
フ
第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命
ス
第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停
會及衆議院ノ解散ヲ命ス
第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄
ヲ避タル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場
合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘ
シ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ
向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安
寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必
要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ
法律ヲ變更スルコトヲ得ス
第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ
定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法
律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル
第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約
ヲ締結ス
第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與
ス
第十六條 天皇ハ大赦減刑及復權ヲ命ス
第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依
ル
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所
ニ依ル
第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格
ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ
就クコトヲ得
第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役
ノ義務ヲ有ス
第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納
稅ノ義務ヲ有ス
第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住
及移轉ノ自由ヲ有ス
第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮
捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ
第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判ヲ受
クルノ權ヲ奪ハルルコトナシ
第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除
ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索
セララルコトナシ
第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除
ク外信書ノ秘密ヲ侵サルルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコ
トナシ
公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民
タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有
ス
第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論
著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ム
ル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得
第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家
事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコト
ナシ
第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令
又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限リ軍人ニ準行ス
第三章 帝國議會
第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩
テ成立ス
第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ
皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各自法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會會期ノ延長及衆議院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ニ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲シコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會會期ノ延長及衆議院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ニ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲シコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラレヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラレルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密院顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會會期ノ延長及衆議院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ニ停會セラレヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲シコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラレルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタルトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

會計官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

第六十二條 新ニ租ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

租シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ消滅スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵守ノ効力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

明治天皇國歩艱難の際に大統を繼ぎ給ひ、億兆安撫國運拓開の宸翰を煥發して人心を一洗し、更に、大誓を天地神明に立して開國の宏謀を定め、庶績成く舉りて、外萬國に對して國威を宣揚すると共に、内百姓を按撫し給ひ、深く衆庶臣民の安寧と幸福とを増進せんことを軫念あらせられ、千歲不廢の大典を發布して立憲の治を敷き給へり。惟ふに、憲法の制定は遠く五條の御誓文に基くものにして、其實施の時期に關し、或は急進に、或は漸進に、稍其意見を異にせしものありしと雖も、明治天皇深く時勢を洞察し、民論を參酌して、豫め國會開設の時期を定め給ひ、之か爲に、その準備の完きことを得たるは、其の用意の周到思慮の慎重なる、洵に感激に堪へざるなり。又其内容たる萬世渝らざる國體の基礎をして、益々鞏固ならしめ、將來時勢の進歩に應じ、運用自在濶量海の如きものたるは、中外一般の等しく瞻視する所なり。此大典發布せられてより茲に二十有九年、歲月を關する敢て少しとせず、政黨政派の起伏興廢も亦頗る沿革を重ねたり、其間、或は往々にして歐米の學說に心酔し、彼國の人民が天賦人權の說に本づき、其君主と干戈相見、君權を掣肘して僅かに贏ち得たるものと全一視し、頗る我國憲法の趣旨を誤解するものあり、其所説、或は穩健を缺き、正鵠を失し、嘗に憲政有終の美を濟すに妨げあるのみならず、或は不測の殃を醸生せんとす、政府當局また之を憂慮し、學校に於に紀元節の儀式に憲法發布詔勅の捧讀を爲さしめ、併せて、憲法の精神を講話せしめて、其歸着を愆らざらしめんとす。身に職に教育に奉じ、立憲治

序

纂きに、明治天皇國歩艱難の際に大統を繼ぎ給ひ、億兆安撫國運拓開の宸翰を煥發して人心を一洗し、更に、大誓を天地神明に立して開國の宏謀を定め、庶績成く舉りて、外萬國に對して國威を宣揚すると共に、内百姓を按撫し給ひ、深く衆庶臣民の安寧と幸福とを増進せんことを軫念あらせられ、千歲不廢の大典を發布して立憲の治を敷き給へり。惟ふに、憲法の制定は遠く五條の御誓文に基くものにして、其實施の時期に關し、或は急進に、或は漸進に、稍其意見を異にせしものありしと雖も、明治天皇深く時勢を洞察し、民論を參酌して、豫め國會開設の時期を定め給ひ、之か爲に、その準備の完きことを得たるは、其の用意の周到思慮の慎重なる、洵に感激に堪へざるなり。又其内容たる萬世渝らざる國體の基礎をして、益々鞏固ならしめ、將來時勢の進歩に應じ、運用自在濶量海の如きものたるは、中外一般の等しく瞻視する所なり。此大典發布せられてより茲に二十有九年、歲月を關する敢て少しとせず、政黨政派の起伏興廢も亦頗る沿革を重ねたり、其間、或は往々にして歐米の學說に心酔し、彼國の人民が天賦人權の說に本づき、其君主と干戈相見、君權を掣肘して僅かに贏ち得たるものと全一視し、頗る我國憲法の趣旨を誤解するものあり、其所説、或は穩健を缺き、正鵠を失し、嘗に憲政有終の美を濟すに妨げあるのみならず、或は不測の殃を醸生せんとす、政府當局また之を憂慮し、學校に於に紀元節の儀式に憲法發布詔勅の捧讀を爲さしめ、併せて、憲法の精神を講話せしめて、其歸着を愆らざらしめんとす。身に職に教育に奉じ、立憲治

下の國民を養成せんとするもの、先づ、我國憲法の精神に通曉する所なかるべからず。法制經濟の科が、師範學校の教科目に加へられたるは近時のみに屬し、且つ其學ぶ所も只其大要に過ぎず、加之、因習の久しき實務を離れて空遠の道に趨り、教員の政治に關する智識頗る貧弱にして、事の政治に關するものは力めて之が言説を避け、以て、自ら得たりとせり、是れ豈に憲法を正當に運用すべき、立憲國民を養成する所以ならんや。民をして由らしむべし、知らしむべからずとは、是れ專制時代の主義として可なり、今日に於ては、人民各自立憲國民たる自覺を要す、この自覺ありて、始めて憲法の運用全きを得、以て國光の宣揚を期すべし、國運の隆替如何は、實に此の自覺の如何に關す、是れ本縣教育會が、法制特に憲法の講演會を開きたる所以なり。

帝國大學教授清水博士は、特に憲法の造詣深奥にして、其智識該博、所說亦最も穩健にして、九重の宸闕に於て畏くも、至尊に對し帝國憲法を進講し奉るは人の知る所なり。さきに、紀元節に於ける、諸學校憲法講話の資を起草せられたるも、亦故ありといふべし。博士が其職務繁劇にして、殆ど寸暇なきに本會の請を容れて、憲法の大意を講演せられたるは、博士に對して本會の特に深く感謝する所なり。本講演たる僅かに三日なりしに拘はらず、憲法全体に亘りて平論に其要領を説かれたるは、國民教育上最大の裨益ありといふべく、且つ博士が或は歐州に於ける英、佛、普諸國憲法成立の次第を詳説して、我國憲法成立の由來と對照し、或は君主と大統領との區別を説き、我國天皇の特殊の地位を力説し、或は議會の權限を論じて、立憲政治と君民同治と相同じからざる所以を説明し、或は國務大臣を論じて歐米諸國と比較し、一種謬想論者の迷誤を解けるが如き、豈に憲

法解釋の木鐸たらずとせんや。當時其講筵に列りし諸氏が、博士の講演を聽聞して深く得る所ありたるは、今茲に暇々を要せざる所なり。本會は、會員諸氏が博士の貴重なる講演を、永く座右に備へんごの希望を察し、また其當時、講筵に列るを得ざりし特志の諸氏に頒たんに爲に、講演の大要を整理して、博士の校閲を乞ひしに、博士の篤學にして懇切なる、また之を快諾せられたり。茲に印刷成りて之を頒布するに際し、一言を叙して以て序文に代ふ。

大正六年三月

青森縣教育會會長

名 尾 良 辰

目次

一、帝國憲法大意

法學博士 清水 澄 先生

憲法の意義及定義……………(一)

第一章 天皇……………(一六)

第二章 臣民の權利義務……………(二一)

第三章 帝國議會……………(二四)

第四章 國務大臣及樞密顧問……………(三二)

第五章 司法……………(三六)

第六章 會計……………(三八)

第七章 補則……………(四二)

附 錄

一、經濟財政問題……………(一)……………法學博士 田尻稻次郎先生

子 爵

一、歐洲大戰の教訓……………(一七)……………法學博士 田中穗積先生

帝國憲法大意

法學博士 清水 澄 先生 講演

憲法の意義及定義

(只今紹介を得ました清水で御座います、只今より憲法に就いて大体のお話を致したいと思います)

憲法とは立憲政治の要件を定めたるものであつて立憲政治を行ふ爲めに定めたる所の法が即ち憲法である、我國の憲法は明治二十二年に發布になつてその目的は立憲政治を行ふ爲であるが勿論である。而して憲法は法の種類であるが疑がない、之に就ては議論があつて憲法は法なりや否やと云ふ恰かも國際公法は法なりや否やの問題の如く學者間の問題となつて居る、然しながら定説では憲法は法の種類である。

法を大別すれば公法と私法との二種あるが憲法は公法の種類である。其の標準については種々異なる説があるが。余の考としては最も穩當にして理解し易く云ふと、統治權の行動に關するものは公法であつて私人に關するものは私法である、此の見解よりして憲法は公法の種類となるのである。

遡つて法とは如何と云ふに法とは法則の一である、法則とは之を用ふる範圍が廣く物理にも化學にも天文にも、凡そ總ての學問に通じて此の法則と云ふものがある、法則とは抽象的のものであつて一般に廣く何にでも通用出来るものである、その特色は即ち抽象的であると云ふ處にある。

扱て法とは法律上の規則のおとで之を縮めて法規と稱する。通俗的に云ふ時は法と稱する、法律上の規

則は規則の一種であつて、人民の共同生活を爲すために必要なもので人民の行爲に關するものである、行爲は外見に表はれる處のものである、而して法は如何にして出來るか云ふに、國家の統治者が直接に制定するか二、國家の統治者が制定せしむるが三、若くは國家の統治者が認定するかの三ツである、例せば法律、勅令等は統治者が直接に制定し、府縣令等は統治者が制定せしめ、慣習法は統治者が認定するものであつて之等を總稱して法規と云ふのである、而して憲法は法の一種にして而も公法の一類である。

憲法の類別

憲法は之を分かつて種々類別する事が出來るが先づ第一に成文憲法、第二に不文憲法の二とする。
成文憲法とは憲法上必要な規定が明文の上に表はれたものであるが、而して我國の憲法は之である。
不文憲法とは全然明文なく、文字に表はれたものが全部缺除して居ると云ふのではないが、盡く明文として備つて居るのではなくて、大部分習慣法或は條理等で之を補ふに非ざれば運用して行くことが出來ぬものである、簡単に云ふ時は重に習慣法より成れども、委しく云ふ時は習慣法及條理を以て補はれ断片的の明文で出來て居るものである、英國の憲法は此の不文憲法に屬して居る。英國憲法の大本は西暦一千二百五十年にジョンと云ふ國王がマグナ、カルタ之れを譯して大憲章と云ふのを作つたのが本である、マグナとは大の意でカルタとは憲章と云ふことである、猶憲法の根源は他に種々あれども先づ之が基礎であると云つてよろしい、之が行はれて來た事について申せばジョン王は佛國と戰爭して軍費の必要ありとし、人民より度々金を取り立てた爲めに度々の請求であるから人民の方でも快く金を出さず、

茲に於て人民の代表者と國王とが會見する事となり、テムス河の近邊にて國王と人民の代表者との會見の結果が彼のマグナ、カルタとなりて出たのである、然しそれが國王の意志ではなかつたので、ジョン王も後の國王も屢々之を無視したのである。千六百年代の初めチャールス一世の時代に於てまた人民より人民の權利を列擧して其保障を國王に請求し、國王も其の權利請願（ペティジョン、オブライト）に對して承認した、其内容はマグナ、カルタと重複するものもあるが、之もまた英國憲法の一部分である、其後チャールス一世と人民との間に戰爭が起り、クロムウキル出で、遂に革命生じ共和政治となつた、然るにクロムウキルの死後其子代りて總統となりしが間もなく王政復古となつた。一千六百八十八年に至り再び革命生じジェームス二世外國に逃がられ、其の女婿に當れるウキリヤム三世其の皇后と共に王位に即かれた、其時亦人民より權利の請求出で其結果ビル、オブ、ライツ即ち權利條例が出た、之も英國憲法の一部分となつて居る。後二十世紀に至り國會法が出た、これは上院下院兩院の決議を経て出でパリアメント、アクトを稱し其の内容は主として上院の權利を制限したものである、英國上院は事實上元より制限せられて居たのであるが、明文がなかつたので遂に明文となつて出た、是も亦英國憲法の一部分である。然れども英國の憲法は其大部分に於て習慣法として自然に發達して來たものであるから、日本とは趣きを異にして不文憲法である。

世界に成文憲法の初めて出來たのは北米合衆國である、歐洲に於ては佛國である、佛國に倣つて歐洲各國も立憲政治を行ふに至り、又米各國に於ける憲法は北米合衆國に倣つたのである、之等は皆成文憲法を持つて居るのである。

第二の類別

憲法にはまた欽定憲法と民定憲法とある、民定憲法はまた約定憲法とも云ふ。欽定憲法は君主自ら制定して發布したもので、民定憲法は君主の意志によらずして國民が集まつて直接に制定したのか、或は國民の代表者と見るべきものが集まつて作ったものである、其の中間に位するもの即ち君主が出だせども議會の協賛を経て作れるものがある、之は場合によつては欽定憲法ともなり民定憲法ともなる、而して議會が原動力である場合は民定憲法に入れて見るべきものである、要するに純粹なる欽定憲法は國王が制定し、極端なる民定憲法は全く人民が制定した處のものである、而して我國の憲法は純粹なる欽定憲法でありて、明治十四年十月十二日に廿三年を期して國會を開設すとの詔あり、十五年には伊藤參議は憲法取調の爲め歐洲に赴き十六年歸朝憲法起草に着手し、二十一年新設樞密院の議長となりて憲法草案を其討議に附したり、而して翌明治二十二年二月十一日の紀元節の日に於て帝國憲法が發布せられたのである。樞密院は天皇の親しく勅任せられたる少數の官吏のみによりて組織せられたものであるから、立憲政治國の議會と同一視すべきものではない、立憲國の議會となると議員の全部或は一部が人民よりの選出を條件とするのである、故に樞密院は立憲國の議會とは其の性質を異にして、全く君主の諮問に應ずる爲めに設けられたる機關であるから、我國の憲法は純然たる欽定憲法である。其後露國の憲法が出た、それも議會の協賛を経ずして出たもので歐洲にてはその例がないのである、歐洲にては議會の議決にかゝらざる憲法は露國に於て初めて見たのであるから、露國內に於ても議論があつた『憲法は議會の議決にかくべきものである、従つて斯の如き憲法は効力がない』と云ふ議論が出た、

然るにそは單に他の國の例に異なるのみであつて、何故に憲法と見ることが出来ぬかと云ふ点については學理上理由がない、故に其の儘になつて止んだ、去れば我國の憲法は無論のこと露國の憲法も其の効力については他國の憲法と何等異なる点がないのである。

民定憲法は其の例共和國に多い、共和國には君主がないから民定である、然るに若し君主を頂いて居る國に於ても憲法を作つた後君主を迎へる國の憲法は民定憲法で白耳義憲法は其例である、ナポレオン没落以後白耳義は和蘭の一部となつたが、白耳義と和蘭とは言語は勿論人情風俗宗教等異なるが故に和蘭の政治に對して不平あり、千八百三十年七月佛國第二革命の時之を機會として、遂に和蘭に對し獨立戰爭を開き其の目的を達して憲法を制定し、獨逸より王族を迎ひ憲法を遵守するを條件として國王と爲すこととした、レオポルト王は其の約束の下に白耳義國王となつた、故に外見は君主國の様であるけれども實は民主國であつて其上憲法は民定憲法である、即ち國王は世襲の大統領と云ふべきものである。普魯西亞の憲法は日本の憲法制定の參考材料の主要なるものである、普國は獨逸中の強國にして歐洲に於ても君主の地位は鞏固なるものである、南獨逸諸國即ちババイヤ、ウエルテンベルヒ等は早く憲法を作り、次いで中央獨逸のザクソン等も憲法を作つた、北獨逸の普魯西亞に於ては一千八百四十八年まで作らなかつたが、佛國第三革命の後遂に作らねばならぬ様になり憲法を起草して國會に出したが通過せず、茲に於て議會を解散し更に政府は案を作り更へて新議會の議に附し、而して政府と議會との間に意見の相互の讓歩あつて、一千八百五十年一月末に於て漸く議會の議決を了りて發布したのである、故に普國の憲法は純粹の欽定憲法に非ざるも白耳義憲法とは其趣異なる處がある、而して普國の憲法は議會の

議決によつて出たのであるから、日本の憲法とも異つて居るのであるから大体に於て三通あるものに
るのである。

第三の類別

他の方面より類別して見る時はインフレキシブル憲法及フレキシブル憲法即ち固定憲法不定憲法の二が
ある。要するに憲法を改正する手續を普通の法律改正よりも困難として、普通の法律改正よりも鄭重な
る手續を要するものは固定憲法である。不定憲法は普通の法律同様に改正出来るものである。而して我
國の憲法は固定憲法である。

憲法第七十三條には憲法を改正するには案は必ず勅命を以て出すことになつて居る、普通法律は兩院よ
り議案を出し得れども、若し兩院にて憲法改正の必要を認める時は奏請の外ない、其の手續に於ても普
通の議事とは異つて居る、普通の場合は議員の三分の一以上集れば議し得るけれども、憲法改正の場合
は三分の二以上の議員が集らなければならぬ、又議決に於ても普通過半数なれば可決となるけれども憲
法は三分の二以上の賛成者なき時は改正が出来ぬのである、猶憲法改正につき帝國憲法第七十五條に於
て憲法及皇室典範は攝政の在職中は改正するを得ずとあり、斯くの如く普通の法律よりも鄭重なる
手續を要するが故に我國の憲法は固定憲法である、蓋し憲法は根本法であるから容易に改正することは
出来ぬ様にしたのである。然らざれば國家の基礎が堅固でない、多數の國に於ては何れも斯の如き鄭重
なる手續を執ることになつて居るが、然るに例外に西班牙、伊太利及び獨逸の小國等に至つては普通の
法律同様に改正出来るので、斯く憲法改正が容易に出来る時は不定憲法と云ふのである。猶外に數種の

類別が出来るが之等は重なる類別であるから之位に止むることにする。

憲法の解釋

法は憲法に限らず人間の作つたものであるから、如何に鄭重に調査して作つても不完全の点あるは免れ
ぬのである、而して之まで遭遇せし事實に徴して其の不備なる点惡しき点を豫想し、此の豫想によりて
事實に合はざる時は直ぐに不完全なるに氣付き改正せられるけれども、猶世の推移と共に新たに疑点及
不完全の点を見出すか故に法律は常に完全なる能はず、憲法を適用する場合に於ても殊更に解釋を大
ケ敷する必要はないが、法の不完全なる点が発見せられると茲に疑義が生じ解釋の必要が生ずる、我國
の憲法につき疑義の生じたる時は誰が最高の解釋をなし得るか、皆が服従せざるべからざる解釋を誰
が爲すかと云ふに之については設備がない。國によりては之に對する裁判を爲す機關があつて之を決定
する處もあるが我國には斯の如きものがない、また明文もない、故に憲法の解釋は何處で確定せらる、
かと云ふに、我國の天皇に憲法解釋の決定を仰ぐの外ないのである、即ち政府に對しても議會に對して
も君主より外に道がない、それは我國の憲法は欽定憲法なるが故に明文になき時は然か見なければなら
ぬ。曾つて貴族院と衆議院との間に豫算修正につき疑義を生じたる事あり、それは憲法第六十五條によ
り衆議院は豫算案を議決して貴族院に廻した、然るに貴族院は之に修正を加へた、處が衆議院は外國の
例を引き下院の案を上院が修正するのは不正であるこのことで貴族院を責めた、然し日本では修正を加
へるなど云ふことがない、故に日本に於て貴族院が修正を加へることは不都合でない主張して衆議院
の意見に服従しない、茲に於て兩院の争となり遂に奏請して解決を乞ふた、處が詔により貴族院の意見

が正しいと云ふことになつて此問題は決定した、其の後山本内閣の時に於ても衆議院を通過した豫算案が貴族院で修正され、其結果兩院協議會開かれ其の協議會の案に對し一方が同意しても一方が不同意である處から豫算不成立となり遂に内閣が瓦解した例がある、而して憲法論は常にあるが、上奏して解釋を乞ふた例は前の一回のみである、之によりて見ても最高の解釋は天皇の解釋によることに爲つて居るのである。他の國に於ては特別の機關が設立されて居り、又機關がなくとも解釋の手段がある例へば議會の議決によるが如くである。

抑も法の解釋は無論文字に拘泥するもではなく法の精神によりて解釋されるものである、文字文章は記録の方法であるから之に拘泥するものではなく直接法の精神によるべきである、此の精神は何によりて見るか、其の内容は道德の觀念、正義の觀念或は條理とか自然法とか一口に云へば誰が考へても尤もと云ふことではなければならぬ。法律上の格言に『法は惡法と雖も法なり』と云ふことがある、内容が惡くとも法である、人民が内容が惡いから遵守せぬとか不法だから従はぬと云ふことが出來ぬ、惡法と雖も人民は遵奉せねばならぬ、然して其の格言は内容が惡くてもよいと云ふのではない、只だ法の内容が惡くても遵奉せねばならぬのである、併し内容は誰が見ても尤もだと云ふ風でなくてはならぬ事は立法者の注意すべき点である。

法は道德と合する様に解釋せねばならぬ、法と道德とは別物であると考へる人があつたがそれは間違である、等しく人民の共同生活上の規則なるが故に相並行するものであると云ふことを考へねばならぬ。尤も法と道德との矛盾の例はないではない、其の例としては親の仇討で道德上より見れば善であるが今日

の法より見れば不可である、廿四孝の如き親の爲めに物を盗みしなどは道德上は可なれども法律上は不可である、獨逸の決闘は日本の封建時代に於ける果し合ひの如きものであつて、名譽を毀損せらるゝ時は社會では之を許るしてはならぬ必ず決闘を申込みと云はれて居る、軍人或は高等の學生間には盛なものであつて社會の道德としては申込みとしてある、此の場合には名刺を出す之が即ち申込みである、申込みと云ふことには意氣地なしと云ふことになる、必ず應じなくてはならぬ道德上の義務があることである、法は之を禁じて居るが然し決闘はやつて居る、表面上は禁じて居るが内々は默許せられて居るのである、茲に於て道德と法律とは矛盾する。普魯西亞の陸軍大臣が『決闘が必要だ』と云つたことかから見ても如何に必要を認めて居るかが分かる。然しそう云ふ考を一部の人が有つて居るが之は一部の考に止まる、斯く小道德と矛盾して居る様であるが大道德と大法律とは一致して居る、法律は社會の秩序を保つ爲めに存するのである。比較的軽い道德と重い道德とあり、比較的軽い道德は重い道德のために一步を輸せねばならぬ、公益と私益と出會ふと重い公益の爲に軽い私益は犠牲にされる、親の爲めに物を盗むと云ふことは親に對する道德上のことであるが公の道德上よりすれば不可である、大きい道德と法律とは常に一致して居る、仇討の話が今日猶非常の興味を以て見聞されるのは亦道德上の觀念と一致して居るが、夫れを大道德より見れば許す事が出來ないことになるのである、故に大道德と法律とは矛盾するものでないこと云ふ事が分かる。

法の解釋は法の内容を道德の觀念及び條理と一致する様に解釋して行かねばならぬが、茲に法の解釋に付き極端なる自由法派と云ふのがある、自由法派は法は文字文章に拘泥すべきものに非ずして直に精神

に随つて解釋すべきものであるとする一種の學派である、法の精神より見て右と書いてあつても左と解釋すべく、白と書いてあつても黒と解釋すべき場合のあることは自由法派の認むる處である。然し斯の如く文字を離れて解釋するときは一の弊害に陥る懼がある、抑も法の精神は文字文章に依つて表はれて居るが故に全く之に拘泥してはならぬとする事が出来ない、全く法文を無視するときは角を矯めて牛を殺すの虞が生ずるのである、要するに法文に拘泥する事法文を無視するよとの兩極端に走つてはならぬのである。

憲法の内容

我國の帝國憲法は七十六條より成立し他國の憲法に比較して見ると簡單なる方で條文の少き方である、然るに憲法としては必要なる條文は備はつて居るが故に憲法としては簡明なる上出來の憲法である。然れども憲法上の規定は此七十六條のみで盡きたりと考ふべきではない、即ち七十六條は大綱で其細目は他の法文に譲つて居るものと考へねばならぬ、それは形式上憲法であるが改正は甚だ困難であるけれども、形式上法律又は命令であれば改正が容易に出來るからである、時勢の要求に従つて細い点は度々改正するの必要がある故に細則を他の法文に譲る時は憲法は改正するの必要少くして、而もまた時勢の要求に合せしむる事が出來るのである、此の事は道德に於けると同様である、例せば衆議院議員選舉法、貴族院令、議院法等の細い規定に關しては時勢に應じて之までも改正せられたけれども憲法は之まで絕對に改正せられたおとはいないのである。

我國の憲法は第一條より第七十六條迄で其の中七十二條は本則で第七十三條以下は補則として存在す

るものである、而して我國の皇室は國家の中心である、憲法に於ては天皇は統治權の總攬者と規定せられてあるが故に此点から皇室典範も重要なものと見なければならぬ、而して憲法的規定は皇室典範の中にも現存するが故に憲法を考究せんとせば皇室典範も見なければならぬ、猶ほ他に種々の法律も見なければならぬ。他の國の憲法に於ては百何ヶ條と云ふのがあり佛國の或る時代の憲法の如きは四百餘條の條文を有して居る、憲法の内容として重なるものは何れの國の憲法にも載つて居るが、細目的のものは全然載せぬものがあり又た載せてあるものもある。普魯西亞の憲法は日本の憲法の元であるが百何ヶ條の條文となつて居る、日本の憲法は斯く僅かの條文より出來て居るが夫れ以外は勅令、皇室典範等他の法文に散見して居るおを忘れてはならぬ。

内容全体につき

我國の憲法に於ては第六章の後に補則がある、補則以外を分けると第六章になつて居つて第一章は天皇に關する規定、第二章は臣民の權利義務に關する規定、第三章は帝國議會に關する規定、第四章は國務大臣及樞密顧問に關する規定、第五章は司法權に關する規定、第六章は會計に關する規定となつて居る。然るに普魯西亞の憲法は日本の憲法の參考となつて居るが、最初に臣民の權利義務が出て君主に關する規定は後に出て居る、之は日本より見る時は異様に感ずるが、それは國家の成立によつて趣きか異なるのである、猶また臣民と云ふ言葉を避けて普魯西亞人の權利としてある、之れは臣と書くこと專制時代との區別が付かぬとの議論の結果である、以前は命令者服従者の關係で臣民と言ふ言葉でよかつたが、立憲政治にては不適當なりと云ふのであつた、併し君主に對して臣民と書するおと毫も不都合がないのであ

る、一千八百五十年の普魯西亞の憲法は主として白耳義の憲法を參考とした者である、白耳義の憲法は一千八百三十年和蘭に獨立戰爭を起し、而して獨立後に作つたものであるから白耳義の國家の權力は國民に屬し、國王は憲法に與へられた職分以外何事も出来ないもので、恰も國王は國民の傭人の如き考の下に憲法が出来て居る。故に白耳義の國王は代變りの時に憲法を遵奉するを人民に誓つて即位するのである、普魯西亞は之を參考として作つたのであるから白耳義的精神が含まれてある。故に普魯西亞に於ては憲法の解釋に當り白耳義的にならぬ様に注意して居る模様である、然るに日本の憲法は以上とは全然異り天皇は万世一系と書いて建國以來の事を明文に表はし、第二に臣民の權利義務と云ふを書いて居る、而して第一條は我國歴史土勁かすべからざるもので單に此の点のみ見ても我國の國家の中心は皇室なるを窺ふことが出来る、故に此に特に意を用いて書てあるのを見るべきである。

天 皇

帝國憲法制定の際には台灣、朝鮮は我國の領土外であつたが日清戰爭の結果台灣は我國の領土となつた、茲に於て帝國憲法は台灣に行はれるや否やと云ふことに付きて問題が起つた、此に對して議會の答辯が明瞭でない、新聞、雜誌、學者間に(一)行はれる(二)行はれずとの二説あつて未だ一定して居らぬ、後になつて政府の意見は一定し議會に於て新領土に對しても憲法が行はれると云ふことを明言して居るのである、私の考としては帝國憲法の條文中には其行はるゝ範圍に關し限定的の規定は少しもない、第一條の條文には大日本帝國は万世一系の天皇之を統治すとのある、之れは大日本領土全体は天皇が統治するの意である、從つて憲法が行はれる領土のあるべき筈がない、限定的の規定なき以上は新舊領土の何れ

M
を問はず行はれるものと見るべきである。然し新舊非常に異り新領土に行ふことを得ざる時は別に規定を設くる必要があるであらふ、第一條のみならず第二條第三條其他の大部分は何處にも行はるゝもので、唯だ七十六條中新領土に其の儘行ふことが出来る場合あり、然し其の一部分行ふと出来る爲め憲法全部が新領土に行はれずとするは不當である、臺灣或は朝鮮に對しては主として第二章に法律の定むる處云々、第三十七條に法律は議會の協賛を経る云々といふ事があつて、而も其實況が内地と異なるが故に議會にかけて定むることも至難で、其の儘適用することも至難である、例へば内地の新聞紙法のおとを以てするに、内地の議員が集まつて特別法を制定するおとも至難と云ふことがある、茲に於て法律の委任と云ふ事になる、故に法律が台灣總督に現に委任して法律に代用する命令を發し得るおとにしてある、此の命令を台灣では律令と名づけ朝鮮では訓令と名づけて居る、其外總督府令と云ふのがあるが之は府縣令と同じである。即ち憲法は新領土にも行はれるけれども例外の場合は法律の委任によつて適用運轉するのである。

次に租借地に於ては如何と云ふに此の租借地と云ふ事に就いては歐洲の學者間にも二派の説がある、其の一は領土の割讓であると云ふ論である、租借期間中は租賃國から讓られて居るから、國際法學者中には租借地は租借國の領土であると主張する方が多い、我國にも此説を主張する人がある、然るに憲法學者中には租借地は領土に非すと云ふ論が多い、純粹の理論から云へば租借地は領土ではない、依つて我國にても新領土は面積中に入れてない、然し實際の關係は領土と殆んど同様である、即ち領土内に行はれると同様に租借地にも行はれる、是多數の國際法學者が割讓と云ふ所以である、尤も事實に於ては

期限過ぎても返すとはなからう、然れば事實上割譲であつても形式上は領土ならずとするが正當であると憲法學者が主張する所以である。

君主と大統領との區別

前には君主と云ふ詞を使用した。が君主と大統領との差は如何と云ふことを述べよう。君主國と共和國とは今日に於ては地位を得る手續が異なる、即ち大統領は選舉による、然るに君主の方は世襲である之は區別の標準であらふ、尤も獨逸皇帝の如きは時代によつては選舉によつた、今日の獨逸は千八百七十年の獨逸戰爭の結果現出したものである、前の獨逸帝國は千八百六年ナポレオン一世が獨逸を蹂躪したる時に一旦廢滅に歸した、此千八百六年に廢滅した獨逸にては諸侯の中で皇帝選舉の爲に撰舉侯となりし諸侯があつた、然るに事實上大体は世襲であつた、今日に於て君主と共和政治國の大統領との別は世襲と選舉との別と見るを至當とす、然るに大統領と一口に云へども種々ありて、佛の大統領と米の大統領とは異り選舉の手續も異つて居る、北米合衆國は複選であつて選舉人を選び選舉人が大統領を選ぶことになつて居る、北米合衆國では大統領の任期は四年で而して總理大臣の如きものであつて自黨員を以て内閣を組織する、只今の大統領ウキルソン氏は民主黨であるが故に内閣は自黨員を以て組織されてある。然るに佛國の大統領は之と異り内閣組織の適任者を選んで之に組織を命じ、内閣が倒れるとまた選んで命ずる、故に地位から云へば英國皇帝と佛國大統領とは同様である、即ち自ら政治を執らぬ、即ち政治は内閣を組織するものが責務を以て爲すことになつて居る、故に實質より云ふ時は英國君主と佛國大統領とは等しく北米合衆國の大統領とは異つて居る、白耳英國王も亦佛國大統領と等しく政務を司ることはない、故に佛國の大統領と等しいので歐洲の學者は白耳英國王及英國王は世襲の大統領であると稱して居る。斯く大統領も君主も種々あるのである。

内閣組織に於ても英國は所謂政黨内閣であつて下院の多數黨の首領に内閣組織を命ずる、若し下院に於て其の黨員少數となる時は辭職する、然る時は國王は又反對黨の首領に命じて組織せしむるのである、故に内閣を組織する下院の多數黨の首領は君主の信任あると否とを問はず、只だ政黨の勢力の如何によつて内閣を組織するのである、去れば内閣員の任命は名のみであつて優勢の政黨の意見に依るのである。然るに同じ歐洲の内閣でも普魯西亞の如きは全然異なる、普魯に於ては國王は全く内閣員を自ら選定するのである、去れば總理大臣は不信任となるも他り大臣も全部免ずると云ふが如きことはない、故に任命權は君主の手一つにあつて一人の奏請によりて内閣組織せらるゝ事がない、去れば君主の地位に於ても英國普魯は自ら異つて居る、要するに地位は大統領と君主と同一の場合もあるが故に大統領と君主との別は形式上にして決して實質上の區別がないのである、此点に能く注意せなければならぬ、英國の君主は立憲國の君主であり我國の君主も立憲國の君主である、故に同じ地位ならざるべからずと論ずべきではない、英國は立憲政治の本なるが故に立憲政治は英國の如くであらねばならぬと論ずる如きは、立憲政治と云ふことを了解して居らぬ人である。

我國の天皇の地位は我國建國以來の歴史に於て定まつて居るが、猶憲法の明文によつて一層明かである。即ち歴史を明文によつて瞭かにしたのであつて、憲法によつて初めて定つたのではないのである。



猶

第一章 天皇

一六

帝國憲法第一條には大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治すことあり、第四條前段に於ては天皇は國の統治權を總攬すと云ふ事が明かになつて居る、第一章は天皇に關した事が擧げられ、第五條より第十三條までは天皇が自ら行はるべき事項を列擧してある、之がこれまで述べた處に照して意味あることである、君主は統して治せずと云ふ言葉がある、即ち君主は君臨すれども自ら政治を行ふに非ず、立憲國の君主は手を束ねて空位を有するものであると云ふのであつて、斯く論ずる者もあるけれども一概に左様に論定すべきものではない、之を英國に見る時は當るかも知れぬが我國の天皇としては當らぬ、我國の天皇に對し今の言葉を當てんとしても明文と一致せぬ、即ち我國の憲法に於ては天皇自ら行はるべき統治權の作用を第一章に於て規定し、實際に然らざるべきとの主旨によれるや瞭かである、而して天皇自ら行はるべきを大權作用と總稱する。第三十一條及第六十七條に於て大權の文字を使用せるは之を指したのである。

外國の憲法とは此点に於て異なる處が多い歐洲に於ては議會の權限を廣く定め、國家の重要事件は議會の議決を経べく出來て居る、例を示せば陸海軍の編制を定める等である、我國の憲法は然うではない、即ち天皇自ら爲さるゝのである、外國に於ては條約締結も上院下院にて之を議し、或は少くとも之に付土院の議決を必要とするけれども、我國に於ては天皇の大權に屬して居る、立法權に於ても英國は議會に於て議決すれば直に法律となる、多くの共和國は之と同様で議會の議決に對し若しも不法と認めれば

大統領は再議を命ずる、然し再議を命じても議會が應じなければ如何ともするべきが出來ぬ、英國に於てもまた同様で議會の議決が直に法律となるのである、然し國王は拒否權を有し議會に於て議決したものと雖も之を拒否し得るけれども黙して居る時は直に法律となる、然るに我國に於ては議會の議決の外に天皇は憲法によつて命令權を行ふ、また天皇は法律を裁可すことあり、裁可なくては法律とならぬ、即ち天皇の裁可ありて初めて法律となるのである、我國に於ては斯くの如く立法權は天皇自ら行はるべきことが定まつてあるが、外國に於ては議會の議決の外に君主の或る行爲を要するべきがない、故に我國の天皇の地位は歐洲各國の元首の地位と同一でないことが瞭かである。猶白耳義の憲法に於ては國王は憲法に於て與へられたる國務の外は如何に國王であるとしても一切行ふことが出來ぬと憲法に於て規定してある、之は憲法は本であつて憲法により國王の地位を狭く定めた結果である、故に君主の地位は如何とも定むることが出來る、然るに我國に於ては天皇が憲法を出され、憲治は純然たる欽定憲法であるから憲法の規定によつて初めて天皇の地位が定めらるゝものではない、故に憲法に規定あるときは之によつて行はれるけれども、憲法になき自由に行はるゝことが出來るのである、即ち第一章の外に憲法になき事柄にして憲法に何等の明文なき自由に行はるゝを得、之即ち白耳義と異なるのである、英國に於ては明文にはないが白耳義と相似て居る、但し習慣によつて英國國王が爲し得べしと思はるべきは爲し得るけれども然らざるものは爲し得ない。斯の如く憲法に何等の規定なきときは天皇に於て專行し得るのである、例へば領土の變遷等は天皇に於て自由になさるゝのである、之は大体第一章に於いて述べたのである、然るに帝國憲法第一章の中で普通問題になるべき重要なるべきがある、それ

一七

は第八條の緊急勅令の規定である。

緊急勅令

元來法律は議会の議決を経て作らるのであるが、其の暇なきときは勅令を以て定むることを得るのである、此の憲法は代るべき勅令を緊急勅令と云ふ、元來緊急勅令は議會を開く餘裕ある場合は議會を招集すべきであるが其の暇なきが故に緊急勅令と稱する。此の勅令の要件は第一議會閉會中であるべきこと、第二目的に制限あり即ち公共の安全を保持し又は其の災厄を避くる爲めである、即ち止むを得ざる場合に限り、故に單に便利なりとて出せばよい出さぬともよいと云ふが如き時は此勅令を出すことが出来ぬ、之を出さざる時は公共の安全を失ひ、之を出さざれば國家の災厄となる場合にのみ出すのである。英國にては緊急勅令を認めざる故に議會閉會中に法律制定の必要あるときは、政府は責任を以て勅令にて之を定め後に議會開けたる時責任解除を求むるのである。

施行命令及獨立命令の規定

施行命令とは法律を活用す爲めの命令である、法律に於ては實行上の細かさゝを規定する能はざるが故に命令を發する、(憲法第九條)施行命令は勅令にて出さず行政官廳に施行命令を出すことを委任する場合がある、故に或は勅令の外に閣令、省令、府縣令等にて定めたる施行命令の例は澤山ある。

獨立命令とは公共の安寧秩序を保つ爲め及び人民の幸福を進むる爲めに發する命令である、然して獨立命令と稱する所以は法律に附屬して働くものに非ず、また法律の委任に基かずして行はるゝからであ

る、獨立命令は之を明に認めたる例は他國には稀である。歐洲諸國に於ては人民の權利義務に關する規定は議會の議決を経ざるべからずとして居る、即ち法律の形となつて出づべきものであつて、命令として定めらるべき者でないとして居る、然るに實際は如何と云ふに重要な規定は之を議會の議決にかくる必要があるが、實際上の細かさゝに關して居る規定は不便なものである、それは議會の議員は行政上の細かさゝに關し十分なる智識に乏しきものであるからである、故に我國にては獨立命令を出すことを明に認めたのであつて(憲法第九條)之は事宜に適したものである。法律は憲法自ら定むるよりも命令に委任すれば便利なりと云ふので往々委任するものがある、其憲法の委任に基き立法事項を定めたる命令を委任命令と名付く、台灣總督の發する律令朝鮮總督の發する制令は委任命令の最も顯著なるものである。次に命令の効力に付き一言せんに執行命令及獨立命令は憲法より効力が弱い、第九條に但し書がある、それは命令を以て憲法を變更するものと得ずと規定されてある。

宣戰講和、條約の締結

第十三條は宣戰講和條約の締結に關する項である、條約の締結に關して述べると、條約を結ぶことは外國に於ては大抵議會の議決を経るものになつて居つて、北米合衆國にても上院の議決を必要としてある、然るに我國に於ては天皇の大權に屬し議會の議決を要せざる様になつてあるが、議會の議決を経るときには條約締結は中々困難である、先年我國と西班牙と條約を締結する時にも西班牙にては議會の議決を要し、而も議會にて條約案に付き議論ありし爲め長い間批准にならなかつた事があつた。故に日本

に於ては天皇の大權に專屬せしめたのである、然し條約は外國との間に成立するものにて、其内容如何は國家の態而國家の利害に關すること大なるが故に我國に於ては樞密院の議にかけて後批准せらるるものである。條約に關して問題となることは條約によつて直に國民を拘束し得るや否やの点である、條約は國と國との約束で人民には沒交渉である、故に官報に載せたりとて人民に關せず若し人民を拘束せんとする場合は別に其内容を採つて法律を出さねばならぬとの説がある、又一方には條約も君主の批准又は裁可があれば統治者の命令である、法律によらず如何なる形式で出だしも人民は之に服従せねばならずと云ふ説がある、我國にては後者の説を採つて居るのである、故に條約は其成立後官報に載せて公布すれば人民は之によつて直ちに拘束せらるゝものとして居るのである。また條約の中に議會の議決を経なければならぬと定めたとせば、條約の締結に付き議會の議決を要するや否やと云ふ問題がある、例へば外國と關稅に關する條約を結んだ場合には之を議會に出さざるべからざるかと云ふに、日本の憲法に此事に關しては明瞭して居らぬけれども、憲法第十三條によれば天皇は諸般の條約を締結すと簡單に規定して居るから、條約の内容に立法事項其他議院の議決を要する事項を包含するも議會の議決を要せないものと解釋するを至當と考ふるのである。

終りに第十七條の規定を述べると攝政は天皇の名に於て大權を行ふとあり、即ち換言すれば攝政は天皇に代つて大權を行ふのである、然らば如何なる場合に攝政を置くかと云ふに、天皇御幼少にして自ら政を行ふと能はず、或は故障ありて御親政出來ざる時に之に代るものがなければならぬ、故に攝政を置き大權を行はしむるのである、大權と云ふ文字は第十七條の外に第三十一條と第六十七條と憲法中都合

三個所にあるが、第三十一條及第六十七條の大憲と云ふ言葉の意味と第十七條の大權の言葉の意味とは廣狹の差がある、前二者の場合は立法權を含まざるも、第十七條の大權は立法權も含むことになる、然らざれば攝政在職中は一切法律を作るよと能はざることになるのである、攝政に關しては皇室令の攝政令あり極めて簡單なるものであるけれども之を併せて見なければならぬ、此攝政令の中に攝政の責任に關する規定がある、即ち攝政在職中は刑事上責任なきことの特別規定があるのである。

第二章 臣民權利義務

臣民とは國民と同じことである、我國の如く君主を頂く處にては君主に對し臣民と云ふ言葉を使用するのである、如何なるものが臣民なるかと云ふに第十八條に依り法律にて定むるので、其の現行法律は明治三十二年の國籍法である、之によれば一、親が日本人であると其子も日本人である二、我國人でなくとも我國民に嫁したるものは我國籍を得我國民の入夫又は養子となりし者は我國籍を得る三、又歸化により我國籍を得るのである歸化を願ふものがあれば法定の要件に照して歸化を許すのである、而して其許可者は内務大臣である。

國籍とは我臣民たるの身分にして戸籍法の戸籍と云ふこととは異なる、我國民にして戸籍に記載せざりたるものは往々ある、然し戸籍になしとて日本人に非ずとすることは出來ない、故に戸籍の有無に關せず國籍を有つて居る、然して此の國籍ないものが外人である、昔は内外人の間は大に區別を設け外人に對しては法律上の權利を認めないと云ふこともあつたが、夫れが近代に於て區別の差が少くなり私法上

の権利は内外人殆んど平等となり、外國人にも漸次公權をも與へると云ふことになりつゝあるのであるが、然しまだ外國人に與へない權利もある、例へば議員の選舉權、被選舉權の如きは外國人は絶對に有して居らぬ又私權にても職業權の如きは之を有する處を外國人に許るして居らぬ、故に我國民と外國人との身分を明に區別する必要がある。然らば官吏となるには如何、第十九條に於て日本臣民は云々とあるも之は日本國民は等しく文武官其他公務に就く處を規定したるに止まり、外國人は官吏となる處が出来ぬか出來ぬかは憲法にて別に定めて居らぬ、故に他の法令にて其の事を明かに規定すべきことである。

臣民の權利義務

第二十條及び第二十一條は兵役納税の義務を規定してある、然し臣民の義務は此の二つしか無いのではない、此の二つの義務は特に重いから議會の議決を経べきことを規定したのである、臣民の權利は之を總括して言へば三通りとなる、即ち第一參政權、第二行爲要求權、第三自由權である、第十九條には參政權を規定してある、官吏公吏として公職を担当し其他公務を担当することに付き國民すべて同等なる處を規定したのである、行爲要求權は第二十四條第三十條に規定して居る。第二十四條は法律によつて定めたる裁判官の裁判を受ける權利を定めたるものである、故に違警罪の裁判を警察署長がすれば之に對し不服なるものは正式の裁判を受ける權利を有するのである。第三十條は臣民の請願を爲す處を得る規定である、之により日本臣民は必ずしも自己の利益のみならず、或は公益のため、或は團體又は國家のために哀訴嘆願する處が出来るのである。次に自由權である、第二十二條は日本臣民は法律の範

圍内に於て居住移轉の自由を有すと規定し、第二十三條は日本臣民の身体の自由を規定し、第二十五條は其の住所の安全を保障し、第二十六條は其の信書の秘密を保障し、第二十七條は其の財産所有權の不可侵を保障し、第二十八條は其の信教の自由を保障し、第二十九條は其の言論、著作、印行、集會、結社の自由を保障して居る。自由と自由權とは其の内容は自由を基として居るが、法律が特に自由に對し權利を認めたる場合に自由權と云ひ、法律が自由を主張する力を與へなければ單なる自由である、要するに自由權は法律によつて自己の自由を主張し得る力なりと云ふ事になる、元來法律によつて權利が初めて生じ權利の内容は自己の利益にて、其の實質は意志の力と云ふことなるのである、そこで法律が意志の力を認めないならば單なる自由で認めれば自由權である、而して憲法にて法律によるに非ざれば自由を侵されないと保障されて居るから自由權となるのである。

要するに第二章は義務に關する規定であつて、外國の憲法に於ては往々國民の權利義務の規定を君主の規定の前に置てあるも、我國に於ては國体上より第一章を天皇第二章を臣民の權利義務としてあるのである、尙ほ第二章の終りに第三十一條と第三十二條がある、之は例外の規定である、第三十一條は時に關する例外で第三十二條は人に關する例外である。第三十二條は軍人に關する規定で陸海軍の軍紀其他軍隊の命令は特に強い服従を軍人に要求する、故に憲法第二章の臣民の權利義務の規定は陸海軍の命令に抵觸しないものに限り軍人に適用するのである、但し軍屬は含まぬ、第三十一條は時に關する例外の規定で戦時又は國家事變の時は憲法上の臣民の權利を法律によらずして制限し、其臣民の義務を法律によらず課せなければならぬ事がある、其國家非常の場合には應變緊急の處置を必要とするが故に大權の

行動を以てするの除外例を設けたのである、之に類似の規定は普魯西亞の憲法にもあるのである。

第三章 帝國議會

議會の設立 第三章は帝國議會の規定である、議會を設くるは立憲政治の要件である、立憲政治

の要件は他にもあるけれども此の議會を設くるは云ふ事は最も重要な事である、我國明治王政復古の時の五箇條の御誓文の中に「廣く會議を起し萬機公論に決すべし」と云ふことが出て居る、之はつまり議會を起す事である、茲に於て立憲政治を我國に採用すると云ふことが宣言せられたのである。次いで憲法の取調に着手し明治七年一月征韓論の主唱者たる江藤新平、板垣退助等其他人々は民選議院設立の建白書を提出した、其の主意は一日も早く立憲政治を行つて貰いたいと云ふのである、十三年に至り國會開設期同盟會が出て各地方より建白書の提出があり、其主旨は早く立憲政治を行はれたいと云ふ事である、十四年十月十二日に於て二十三年には國會を開くとの詔が出て、二十二年二月十一日憲法發布になり、其の實行期限に付きては二十三年國會を開く時に實施するとの御言葉があつた、斯く立憲政治と國會を開くと云ふ事は同一の意義に解せられる、立憲政治の要件としては獨立の裁判を開き司法權を行はしめ、國務大臣を置いて法律勅令其他に副署せしむるも要件であるが、其の中議會の設立は主要ある要件である、第一章は君主の規定、第二章は臣民の權利義務、第三章に議會の規定を役けた、其の議會は我國にては貴衆二院より成立つて居る。

一院制及二院制 議會は必ずしも二院を要せぬ、一院より成立するとしても二院より成立するとしても

も差支なし、今日世界に立憲政治を行ふ國は澤山ある、其の中二院制と一院制との二様あるが多數の國殊に少し大きい國に至りては二院制を用ひ、一院制を用ふるは少數の小國に限られて居る、獨逸帝國は一院制によれども獨逸は二十五の聯邦より成るが故に普通の單純なる他の國とは趣きを異にして居る、而して普通一般の國に於ては小國の外は皆二院制を用ふるのである。二院制を用ふる重なる理由は議會で議する事は國家の主要なる事である、故に二院にて丁重に議決せしめんとするのである、又英國は最初は一院であつたが百年程も後になつて二院制となり、其の後二三百程程一時一院を設けしも間もなく二院制に復した、佛國は革命後一院であつたが後二院制となり、十九世紀の中程に一院制となり間もなく二院制となつたのである、西班牙に於ても一院制であつたが間もなく二院制となつた、國は小なる時は一院にても可なれども大國に於ては實際上二院の必要があるのである、故に我國にても二院制を採用したのである、二院制を設くる時は兩院に異なる性質の議員を集むることが必要である、故に今日二院制を設くる國では上、下院の組織要素が異なることを原則として居る、諾威は兩院同じ性質の議員であるけれども其の他多數の國では異分子を集むることになつて居る、立憲政治を始めた英國に見ても下院は國民一般より成るが上院は貴族のみより成る、英國は大体三部分より成りて英國、蘇格蘭、愛蘭之である、然し上院の議員中英蘭の貴族は全部出るが、蘇格蘭貴族は全部出ない愛蘭貴族も同様である、即ち貴族中より議員が選出さるゝのである、兎も角英國上院議員は貴族のみより成り他に極めて少數の宗教家又は官吏より加はるものあれども大体貴族を以て組織して居る、伊太利にては上院は勅選議員のみを以て組織する但し勅選議員の資格が立つて居る、普魯西亞の元の制度は大体日本の制と同じであつ

たが、今の制度は幾分異なるも貴族の一部分と勅選議員と大學、都會、大地主、團體の代表者より成立するのである。日本の貴族院は憲法の規定によれば皇族、華族及勅任議員より組織する、皇族中成年に達したる男子は貴族院の議席を有するものが出来、華族では公侯爵は滿二十五歳に達したる時は當然貴族院議員であるが、伯子男爵の方は約五分の一、位各爵より同爵間の選舉によつて議員たるものを定める、勅任議員は一は國家に勤勞あるか又は學識あるものより勅任せらるゝので一は多額納稅者中より互選せられたものである、多額納稅者議員も互選したのみでは議員でなく勅任を要するのであるが故に勅任議員の一である、斯くの如き組織であるから之を以て見るも貴族院の方は身分あるもの、學徳あるもの、公職に經歷あるもの及多額納稅者より出来て居る。衆議院の方は一般國民より公選したと云ふの議員で組織する。

選舉の方法 選舉の方法に付きては種々ある、普通選舉もあれば制限選舉もあり、直接選舉もあれば間接選舉もある、我國の制度は直接選舉にして選舉資格ある者は直に議員を選舉する、普魯西亞の如きは間接選舉で原選舉人が選舉人を選び其選舉人が議員を選ぶのである、次は普通選舉と制限選舉とである、我國にては制限選舉である、普通選舉は選舉人となるに資力財産等に付きての制限なきものである、歐洲に於ても普通選舉を用ふる國は多くなりつゝあつて、獨逸帝國議會は普通選舉に依り、奧太利佛國も普通選舉である。併し普通選舉を採用するには選舉人の知識と徳義心の程度とを併せて考へる必要がある。萬一此の程度低き時は弊害がある、選舉の目的は議員として適當なる人間を選ぶにある、故に議員は法律を議し豫算を議する才能智識がなければならぬ、選舉人は其資格あるや否やを判斷し他の

誘惑を斥け自己の所信を以て選舉せなければならぬから、智識上徳義上の能力を缺く時は選舉人の資格なしとせねばならぬ、若し選舉人が此の能力なき時は選舉運動者の爲めに誘はれ、其の依頼に應じて單に投票すると云ふ様な結果となる、即ち自己に議員選舉の能力なきが故に運動の巧みなるものに乘せられる、然る時は結局運動の巧みなものが選舉に勝つと云ふことになる、然るに本來の選舉の目的より云へば選舉人が自己の所信によつて投票すると云ふものでなくてはならぬ、若し選舉人の資格に於て教育資産を眼中に置かなくとも立派に選舉の目的を遂げ得ると云ふ保証が付けば、普通選舉による方はよろしいけれども、此の保証がつかぬと云ふ場合は制限選舉に依るの外なし、其の選舉人の資格の制限として税を以てするは普通行はれて居る所である、尤も税を多く納めるものは選舉する能力があつて少いものは選舉する能力はないと斷言することが出来ぬけれども、税を標準とするのは資力を見て居るのである而して資力あるものは教育あり、教育あるものは資力あると云ふが如く、教育と資力とは併行すると見るゝと出来る、又財産あるものは短心あり下精神に於ても確實なるが故に税を標準としてやるは大なる誤なしと考へるのである、然しながら必ずしも資産なきものは教育を受けられぬと云ふが如きことはない、教育は資産なきものでも受けることが出来る、故に細密に云へば教育と資産とは一致するものでない、歐洲に於ては納稅せざるも教育を標準として選舉權を與ふるものがある、或は納稅以外に教育を受けたる事をも必要とするものがある。而して我國の選舉の實況より考へ今日の選舉人の程度に於ては制限選舉を用ふるのは止むを得ないのである、又日本に於ては平等投票である、選舉人中には能力上徳義上の差異大にあるから、すべて一人一票として平等選舉と爲すは、選舉人中に等差を附けるは困

難であるから、適當なる等級選舉制度、或は複數投票の考按さる、迄は平等選舉として居るのである。
 記名投票及無記名投票 選舉は投票を以て行ふのであるが我國の投票は無記名投票である、即ち議員候補者の名のみを書くのである、之は秘密投票の目的より來て居る、何故に秘密にする必要あるかと云ふにそれは選舉人の意志の自由を保障する爲めである、即ち無記名投票であるに選舉人は投票場に於て自己の信する人を、運動者依頼者に顧慮せずして自由に書くことが出来るためである、然るに無記名のために困難が生ずることがある、記名投票にては代筆を許すことが出来るが無記名投票にては代筆を許すことが出来ぬ、故に無筆者の投票には誤字があり書直しが有り或は脱字がある、之が爲めに投票が有効なるや否やを判断する必要が生ずる、其の結果選舉訴訟が起ることもある、また無記名投票なるが故に外部から透視出來ぬ様に厚い紙にする必要もある、内務省令を以て程村、西の内と明記したるは之が爲である、故に紙質粗悪なれば其爲に投票無効とする必要の生ずる事もある、其の他無記名投票は種々の不便あれども選舉人の意思の自由を保障する上よりは之を採用せなければならぬ。明治三十三年の改正より無記名投票となつたのである。

單記投票及連記投票 次に投票に單記投票と連記投票との區別がある、單記投票は一名の候補者を書くものにて、連記は五人選舉の場合には五人書くこと云ふ様に定數だけの議員候補者を列記する、貴族院の伯子男爵の選舉は連記であるが衆議院議員の選舉は單記である、議員の定數に不關一名のみを投票に書くのである、明治三十三年前迄は選舉區小なりしが故に一區一名の場合は單記は當然であるけれども、一區より數名も選舉するに一名のみ書くは如何なる理由があるかと云へば、比例選舉の目的を達す

る爲である。今日は大選舉區制を採り各府縣を以て選舉區となし、市は例外として獨立選舉區としてあるが又大選舉區としたのは、選舉區小なれば其區域内だけの名望家が出る、廣くすれば廣い部分に名を知られたるものが議員となり得る爲めである、而して大選舉區にて連記とすれば多數黨のみより議員を出すことなる、例せば一選舉區の選舉人が計一万とする甲派は五千一人乙派は四千九百九十九人と仮定す、而して議員五名とする、之を若し連記とする時は甲派の方の議員は五千一票宛を得るが、乙派の候補者は選舉人の關係より四千九百九十九人のみを得る、故に五名は甲派よりのみ出づる事になる、故に今日の伯子男爵議員の選舉は不公平となつて居ると云ふのである、衆議院にては單記投票を採用したが爲めに公平を保ち得るのである、即ち比例的に多數黨より多く少數黨よりは少數を出す事になる、然し按分比例的の保証は出來ない、即ち不十分であるが故にきつと按分比例的に多數黨より多數、少數黨より少數を出す事となると宜いけれども、今日に於ては机上の論としてはよいが實行に於ては困難があるから現制度に甘んじて居るのである、日本の選舉方法の缺點は補缺選舉の場合である、一府縣全体を以て一區とするが故に補缺選舉には府縣全体の選舉人の手を煩はさねばならぬ、故に一人補缺選舉の爲に大選舉區全体の選舉人を煩すと云ふ缺點が生ずる、尤も補缺選舉を行はずとも宜しい方法は種々あるなり、例へば單記投票に副記法を用ふるが如し、然し副記法は投票の計算に於て困難なるが故に我國にては採用せずして、唯だ補缺選舉を一年間避くる爲の次点者を出すことにしてある、併し次点者を出すことは姑息の方法であるから一年後に於ては補缺選舉をする、然るに此頃中選舉區制を主張する者があ

る、將來は十分の研究を要する、大選舉區は實際に於ては選舉運動費がかかる、投票買収の意味ではな

くとも奔走の爲にも費用を必要とし俾代事務所費等多額の費用を要するので、結局財産のあるものが議員となる事になる、議員の適任者は資力なくとも議員となり得る制度が必要である、故に選挙區に就ては選挙の弊害と併せて考へなければならぬ。議員の地位は選挙によるか故に其任期の定めありて我國にては四年である、併し貴族院の被選議員の任期は四年である。

議員の權利 憲法第五十二條第五十三條に於て議員の權利を述べて居る、第五十二條は言論の自由第五十三條は身体の自由權である、第五十二條による時は議場に於て發表したるものに付き法律上の責任を負はずとせられ凡て言論の自由を有すと成つて居る、第五十三條は身体の自由權であつて議會の開會中は所屬議院の承諾なくして議員を逮捕することが出來ずとある、但し現行犯及内乱外患の場合は例外としてある、又議員には歳費と旅費とを與へる。

議會の召集、開會及閉會 議會は貴衆兩院を以て組織し之を開く爲めに先づ議員を召集する、次に開會する、會期盡くれば閉會す、其召集、開會、閉會を爲すは天皇の大權に屬するが故に凡て詔書形式を以て天皇より御出しになる、會期に關しては通常會は三ヶ月臨時會は適當に日數を定むる、會期中に議事を停止する事あり之を停會と稱す、其の必要は議會は不當の決議をなさんとする場合に再考するの餘裕を與ふる爲めに停會を命ずる、然るに停會を命じても不當の決議を爲さんとする事がある、衆議院に於ては此の場合に大權を以て解散を命ずる事がある、解散と同時に議員は其の地位を失ふ事になる、依つて總選挙を行ひ五ヶ月以内に新に議會を召集するのである。

議會の職能 議會の職能に就いて述べると立憲政治に於ては議會を設くる事が必要條件で、人民の權

利義務に關する法律其他國民の負担に關する豫算を議する、之がために議會を開く必要がある、法律に關して述べると法律を作る手續は議會が議決して裁可を得るのである、而して法律案を出すは普通政府なれども憲法第三十八條により貴衆兩院よりも案を出すことが出来る、即ち貴族院の議決が先ならば次に衆議院に廻し、其の議決あれば衆議院より奏上し、衆議院先ならば次に貴族院に廻し貴族院が議決して裁可を仰ぐ、裁可を與へらるゝと否とは君主の自由である、是迄は議會の議決ありて裁可なかりし例はない、裁可ありて法律の効力が生ずる、裁可と議決との關係を述べんに法律の内容は之を分解して見る(法律——實質十拘束力)となる、實質は即ち明文である、明文のみでは人民を拘束する力がない、夫れに拘束力が加はつて法律の力を發揮する、肉体を離れて人間なきも人は肉体のみで存在する事がない、その實質たる内容を作るは議會の働きで、其拘束力は君主によつて與へられる、議會は人民に對して命令權がない、人民に命令權を有するは統治者あるが故に裁可によつて法律の拘束力を附加せられる。然るに共和國に於ては議會に於て議決して直に法律となる、大統領は俸給高き吏員にて議會の議決したる法律に對しては再議を命ずる權限を有す、而して再議を命じても議會が承諾しなければ夫れにて有効となる、故に法律は議會の議決に依つてのみ効力が生ずる、蓋し國家の中心は人民で之を代表する議會の議決で直に効力を生ずるのである。然るに我國に於ては憲法第五條及第六條に依り明なる如く、天皇御自身に大權を行はれるが故に議會は直接に人民に對して命令權を有せず、故に議會は議決をするけれども天皇の裁可によつて初めて拘束力が生ずる、民法によれば妻が或る行爲をする時に夫の許可を要し、幼年者は父母の同意を得て結婚する此の場合に夫妻若くは親子は共同爲を爲すのではなく

て、一方は主動力で他の一方は主動力に賛成するのである、一方の主動力に對して賛成する事が共同行爲となる事なし、我國の議會と君主との關係も之に似たものである、君主は主動にして議會は單に賛成するのみであるから、法律制定に議會が協賛する故を以て我國の政治は君民同じである云ふのは間違である。之で議會の法律に關する大体は述べたが、尙ほ一つ一言すべきは法律は裁可によりて成立するが人民に知らせなければ實行すると云ふ事がない、其の公布に就いては憲法に規定がなく公式令で定まつてある、所が其の方法は官報に掲載するが便利であるから之を以て公布の形式としてある、然かし官報に公布したるのみでは人民一般に知ると云ふ事が不可能なるが故に猶豫期間を置いて何月何日より實施するとして公布する、若し法律に此の實施期間を特立せざるときは公布より二十日以内に實施すると云ふ事になつて居る、而して交通不便の島嶼に於ては之に例外を設く、例へば台灣、小笠原島等にては到達後七日を以て實施するのである、又場合によりては直に實施の必要がある、然る場合は公布したる日より直に行ふのである、然し通常は猶豫期間を與へるのである。

第四章 國務大臣及樞密顧問

國務大臣

國務大臣を設けて君主の行爲に關して副署をなさしむるは立憲政治の一特徴である、君主は政治其他の行爲に付き責任がない、然らば其の責任の所在如何と云ふに君主を補佐するの行爲に對して國務大臣は責任を負ふのである。

憲法第五十五條に此の事を規定してある、然し國務大臣の責任を負ふべきは補弼の行爲に對して責任を負ふことなのであつて、其の補佐の任務が全く出來ざる時責任を負ふのである、補佐の任務は通り一偏に自己の意見を述べ或は君主の命により任務を行ふのみならず、君主をして正道の外に出でざらしむるは補佐の責任である、故に違憲の行爲を爲されんとし或は法律違反の法令を出されんとする時は、單に國務大臣は意見のみ述べただけでは責を全ふしたと云ふ事は出來ない、万一君主の命令にして違憲違法の事あれば補佐の任を盡さざるものとして責に任すべきものである。普通官吏は上級官吏の命令に服し若し間違と思ふ時は意見を述べることが出来る、が然し上級官吏が之を變へない時は下級官吏は之を行ふも責任がない、且結局上級官吏の命令であるから下級官吏は責任がないのである、然るに君主と國務大臣との關係は之と異り、飽迄も君主を正道に導くことが職責であるから、自己の力が足すして正道に尊き得ざるもの之を責任を盡さないもの認めねばならぬ、要するに君主の爲されし行爲が違憲違法の場合に於ては國務大臣は之に對し意見を述べたこと述べないことと關せず責任を負ふ、此の責任を負ふ方法に關しては國によりては彈劾の方法を探り、彈劾が議院の多數決にて成立すれば上院で裁判すると云ふ例もあり、又國務大臣の行爲に關して特に糾問する機關を設くる例もあるが、日本にては大臣の責任を問ふ制度は全くないのである、而して國務大臣は憲法第五十五條第二項によつて副署する、副署の目的は例外もあれど普通の場合に國務大臣が補佐の任務に關係したと云ふべきを証明した事になる、若し補佐の任務を完ふせざる時は責は副署したる國務大臣にあるが故に、其の結果より見る時は責任者を明にしたふことになるのである、副署の手續に關しては公式令等に規定してある。

次に國務大臣と各省大臣との職務上の區別に關して述べやう、國務大臣と各省大臣とは立法論として必ずしも同一の人でなければならぬ理由はない、國によりては國務大臣と一致せぬ所もある、我國太政官時代にては太政官を組織するものは太政大臣、左大臣、右大臣、參議である、而して各省の長官は各省の卿と稱し今日の大臣と異り太政官の命令を遵奉する關係にて、太政官とは即ち上下の關係であつた、而して參議と各省の卿とは別物にして唯便宜上後に兼官する事になつた、然るに今日は各省大臣は必ず國務大臣であるが故に各省大臣は當然國務大臣である、之を往々混同して職務上區別ある事を考へぬ者があるけれども、職務上にては各省大臣と國務大臣とは自ら區別して考へねばならぬ、國務大臣の職務は憲法にて規定せられて居るが、各省大臣は各省の官制によりて出來て居り其の省の事務のみを取扱ふものである。去れば各省大臣は官制改革によりて動くけれども國務大臣は動かされない、我國にても總理大臣及各省大臣以外に國務大臣を置く事を得れども（殆んど無省國務大臣を）、また各省大臣中宮内大臣は宮中の事務を取扱ふが故に國務大臣ではない、總理大臣以下宮内大臣以外の各省大臣は國務大臣である。

議會に於ての答辯は憲法第五十四條の規定によりて國務大臣及之を代理する政府委員がする、國務大臣としては國務全般に關するが故に國務大臣の答辯は自己の屬する省にのみ限局されるものではない、唯便宜上他省に關して答辯せざるだけでありて自省以外に關する答辯も何等の差支ないのである、曾つて逓信大臣が鐵道院總裁を兼務したる時衆議院に於て鐵道に關する質問あり、鐵道院總裁は國務大臣でもなく又政府委員をも命せられざりし故、鐵道院は内閣に屬するが故に總理大臣の監督であるが、總理大

臣其席に在らざりし爲め逓信大臣兼鐵道院總裁が答辯した、茲に於て議員の方にて答辯の資格ありやと質問を發したる事あり、之は恐らく國務大臣として答辯せしむるを氣付かざりしものと考へる、國務大臣は天皇を補佐する場合に於ては自省のみに限らず、國務全般に對して補佐すべき任務がある。猶附屬して一言すると英國にては我憲法第五十四條の如き規定がなき故に議員以外の者が議會に於て發言する事が出來ない、第五十四條は國務大臣及政府委員は何時たりとも各議會に出席し及發言する事を得ると規定せられてあるから、議員ならずとも發言する事が出來るのである、英國に於ては此の事は出來ぬが故に其の結果として内閣員は議員でなければならぬ事になるのである、止むを得ざる時は特例はあるけれども日常に議員が内閣を組織する事になる、之に反して北米合衆國に於ては三權分立主義より議員は各省大臣たるを得ずとしてある、我國にては斯くの如きことなし、英國にては議員と行政部内との關係につき政務官と事務官との區別がある、内閣と共に更迭する内閣員は無論政務官にして、次官には政務次官と事務次官との二がある、而して事務次官は永久的の次官にして如何に内閣員が更迭するも其他位に變動がない、之は英國の制度であるが獨逸に於ては内閣員たるものは議員たるを要せず又議員でも差支がない、官吏が議員を兼ねる利益としては行政官の智識を議場に導き、議場の智識を行政に導くことである、我國の制度は獨逸の制度に倣ふが故に特別の地位の官吏の外は議員たるを得ると云ふ様になつて居る、只だ事務に差支の有無を見るが爲めに長官の許可を要する事とし其の許可あれば議員たるを得るのである、要するに憲法第五十四條第五十五條により國務大臣の職務は主として補弼、副署、議會の辯明答辯等である、故に一身に兼務しても各省大臣と異なることは明かである、又之を明に區別し置

特に設けて裁判せしむる事にして居るのである。

法令審査權 次に裁判所の法令審査權に付き一言せんに、一般の定論に依れば法律は國務大臣の副署を要す、故に副署なき時は其の法律を無効と認むるを得れども其の内容に立入りて審査することは出来ない、故に形式は審査し得るも其の實質は審査する事は出来ぬ、之に反し勅令に就ては其の形式のみならず、其の内容に立入りて違法ならざるや否やを審査し得るのである。要するに法律命令の審査の權に付き特別の條文なきも裁判所に於て法律は形式の審査、命令は形式内容の審査をする事が出来得るものである。

第六章 會計

豫算 立憲政治の財政上必要なるものは豫算である、豫算は議會の決定を要するが故に形式上法律と類似すれども我國に於ては豫算は法律と云ふ事は出来ぬ、元來豫算は財政上の見積りである此の豫算が何故に議會の議決を必要とするか、個人に於ても金は使ひ過ぐるものであるから入るを計つて出づるを制すと云ふことが必要である、出す必要がある場合でも國の經濟としては國全体の實力の如何を考へて財政を立てねばならぬ、又支出の濫りに膨脹するを防止するは財政上極めて大切な事である、此の制限を附する爲めに議會の議決を必要とするのである、歳入の方は豫算が一千万圓となつても税法の結果一千二百万圓の實収入とならふとも政府は何等責任がないのであるが、歳出に於ては豫算金額以上に一厘でも多く支出すると云ふ事は出来ないのである、要するに豫算の範圍内で支出すべきものである、

然かし豫算の金額を全部支出せねばならぬと云ふおとはない、要するに豫算の見積は多く支出すると云ふことを押へる目的であるから、**豫算超過の支出**若くは**豫算外の支出**を爲すおとが出来ない之が豫算の効力である。

豫算と法律 次に法律は直接人民を拘束するが豫算は直接に人民を拘束する力がない、直接には關係官吏のみ拘束するだけである、然し豫算制定の手續は法律と同じであつて天皇の裁可を要するのである、法律は憲法第三十八條により貴衆兩院とも案を提出する事が出来るが、豫算は必ず政府に於てのみ出すので兩院よりは絶對に出す事が出来ぬ、之は議會は豫算を議決するとき徒に其膨脹を爲すおとを防ぐ爲めである。

豫算の議決 次に豫算は必ず衆議院に先づ提出する、法律は兩院何れへ先に提出してもよろしいが、豫算は之と趣を異にして居る、其の理由は人民の負担に關係するものであつて衆議院議員は國民より公選したものであるからである。又國によりては下院の議決に對して上院が修正權ないものとして居る國も少くない、然し我國は之に付きて何等規定なし此の点に付き兩院の争が起つた事があつたが、それは前に述べた通りである。

豫算の効力 豫算は先づ之を下院に出し上院にて同意すれば君主の裁可を得て政府が實行する事になる、其の効力は豫算以外及以上に金を使用し得ないけれども、豫算を作る時其の實行の時とは月日がある爲め物價等の關係より豫算通り實行し得られない事が多いから、憲法第六十九條は豫備費を設くる事に爲して居る、然かし我國に於ては豫備費の設方少きが故に豫算超過の支出及豫算外の支出の爲め年

々豫備費の不足を來して居る。其時に之まで國庫の剩餘金を以て豫備金を補充した、一体之は憲法に反

くか否やの問題があつたが、議論の善惡に關せず兎も角豫備費増加は必要である。

豫算不成立の場合

若し豫算を議會に於て否決し、或は會期中に議決し了らないとき或は不裁可なり

し等豫算不成立の場合は如何にするか、此の場合は憲法第七十一條によりて前年度の豫算の通り行ふことになつて居る、多數の國にては之に關して規定がないが、我國にては之につき議論の生ずるを防が

が爲め前年度の豫算執行の事を明かに定めたのである。

財政上の議論

今一つ豫算と並んで財政上の議決を要することが憲法第六十二條にある、國債を起す

とか、豫算外に國庫の負担となる契約を結ぶ場合は議會の協賛を得ることとなつて居る、例せば政府より外國人を年數を定めて備ふときは、豫算外國庫負担の契約となるが故に議會の協賛を要するのである、又内外の情況により議會を召集することが出来ない時に憲法第七十條の規定を以て臨時の財政處分をする事としてある、而して此場合は必ず次の會期に議會に提出して其の承諾を求むるよになつて居る、又豫備費より豫算超過又は豫算外の支出を爲したる時も議會の事後承諾を得なければならぬ、豫備費から出して其の支出に關しては議會の事後承諾を得べしと云ふ事になつて居る、憲法第八條の緊急勅令に付きては議會が事後承諾を拒んだらば其の効力を失ふことを公達する必要があるも、豫備費の支出の場合は既に使用してしまつたのだから致方がない、議會が法律上否認しても結果の事實に於て如何とも致方がない、只その將來を警戒するに止まるのである。

豫算の審査議決の特別の場合

議會は斯くの如く豫算を審査議決する職權を有するも、其例外として

皇室經費は之を増加する場合の外は議會の議決を経ないのである、即ち皇室經費は憲法第六十六條により増加の場合のみ議會にて議決權を有する。

豫算議決の制限

次に第六十七條は議決權の制限を定めたる場合にして、下記の歳出を廢除、削減す

る時は政府の同意を要す、其の歳出は一、法律上政府の義務による歳出二、法律の結果による歳出三、

憲法上の大權に基く既定の歳出である、例へば一、政府の義務による歳出とは公債の利子等で二、法律の結果による歳出とは遺族扶助料退隱料等で三、憲法上の大權に基く既定の歳出とは官吏の俸給等である、既定とは前年度の豫算に依り定めしものを指すのである、故に新に豫算に載せたる歳出は既定の歳出とはならぬ、大正五年度の豫算に參政官の俸給を載せたる時は既定に非ずして、右豫算議決後の今日にては參政官の俸給は既定の歳出となつたのである、要するに大臣の俸給、恩給、公債の利子等は政府の同意なき以上は變更削除が出来ないのである、之が豫算の議決權に關する一の制限である。

會計監督

終りに憲法第七十二條は會計監督の爲めに設けてある規定なのである、豫算の結果は決算

なるが、憲法第七十二條は決算に付きても歳出歳入は帝國議會に提出せよと規定して居る、然るに決算を調ぶるは專問的の技能を要するが故に其の缺點を見出すは困難であり、故に獨立の會計検査院を設け其の検査報告書を參考の爲めに決算に付して議會に提出するのである、去れば會計監督のためには議會に於ける監督の外に獨立の監督機關即ち會計検査院を設けて居る、之れ獨立の地位を與へなければ充分監督が出来ないから、法律を以て其の組織權限を定め獨立の地位を與へて居る、恰も裁判所及裁判官のやうなものである。

第七章 補則

四三

第七章は色々の規定を含んで居る。

憲法改正 一は憲法改正に關する規定で我國に於て非常な丁寧な手續をふむ事になつて居る、猶之に關連するは憲法第七十五條であつて、攝政の在職中は憲法の改正は出來ぬおこになつて居る、憲法の改正に就ては特別に議會を設けてある國もある、又國によつては憲法改正すべしと決議したる時は下院を解散して新らしき議院を開き、改正案を其の新議會の議決に付する國もある、又特別に人民一般の投票に附する國もある、我國にては別に議會を設けずまた議會の解散も必要なく、只普通の場合よりも多數の議員の出席と多數議員の同意とを要する事とし、且改正案の發按は必ず勅命に依るおこ、爲して居るのである、尙ほ又攝政在職中は憲法改正は許さぬおこにして居る、其の理由は憲法の如き根本法は可成動かすべからざるが爲めである。

皇室典範 憲法第七十四條は皇室典範に關する規定であつて、茲に之を設けたのは議會との關係、憲法との關係である、皇室典範改正の場合には第五十二條により皇族會議、樞密顧問の議にかける事が明かになつて居る、故に憲法第七十四條に於て之に對し皇室典範の改正には帝國議會の議決を要せずと規定してある、蓋し皇室典範は皇室に對する規定であつて、直接國民に關係なき爲である、次は皇室典範と憲法との効力關係で双方抵觸した場合には何れが有効かと云へば、勿論憲法の方が効力を有するものと云はねばならぬのである、之れ憲法第七十四條第二項の明文を設けた所以である。

憲法と他法令との關係 又憲法第七十六條には憲法發布前の法令と憲法との關係を規定して居る、同條によれば法律、規則、命令等は其の名稱の如何に拘はらず憲法の規定と矛盾せざるものは従前の効力を有すとある。故に憲法發布前に勅令を以て定めた税法でも憲法發布後に効力がある、名稱が法律でなく勅令其の他の命令の形式でも其の實質が憲法と矛盾せざる時はよいのである、併し憲法の發布前の勅令で法律事項を定めたものならば、之を改正する場合には法律を以て改正すべきものである。前にも述べた様に憲法の補充的規定としては皇室典範、攝政令其の他の皇室令、貴族院令、衆議院議員選舉法、議院法等もあるに依り、決して單に帝國憲法のみの研究では足りない、帝國憲法第七十六條を研究すると同時にそう云ふものに付いても充分研究する事が必要である。

甚だ不十分な二日間の講演であつたが時間を十分持たない處より、自己の思ふ点も全く言ひ盡さざりしは遺憾に堪わぬ次第である。

經濟財政問題

(大正五年八月十日於師範學校講室)

法學博士子爵 田尻稻次郎先生講演

今日は經濟財政と云ふので諸君には縁遠いことでありませうが先づ御話して見ませう。

經濟學の研究方法は近頃は變りまして昔の研究の仕方では今日の實際に適しませぬ。古い經濟學では生産、分配、消費といふ順に研究を進めて來たが、それではどうしても實際に適せぬのである。今日の世の中は忙しいから餘計なものはして居られぬ。研究したことが直ぐ役立つかどうかがそれが大切なのである。即ち最小の勞力を以て最大の効果を擧げる此の趣旨に合する様に學術を研究して行かねばならぬ。そこで生産、分配といふあとを後にして直ちにどれだけの消費をするかを研究し、それがためにどれほどの生産を要するか、その生産したものは如何にして分配するかといふ風にしてやつて來る様になつた。あれでやつと眼が醒めて學者の研究が事實に近寄る様になつたのである。それを日本に適する様に日本ではどの様なものを消費するかといふと、第一に米、味噌、醬油の三つである。是等のものは我國現在の地面から採り得るかどうかといふあとを調べて行く、コレコレで米は足らんとか、或は大豆や麥は足りないが米が剩るといふあとが解ると米を賣拂つて麥を買ふ。かくの如く消費から研究を始めて行く。無駄がない。單刀直入國そのものの消費を研究すると食料の問題と衣服の問題である。それで『經濟學とは何ぞや』といふと、人間が社會に生活する上に於ては種々の關係を生ずる。道德との關係もあれば物質との關係もある。いかにせば最小の勞力を以て最大の結果を得て吾人の需要するものを容易に民

に供給することか出来るが、これが即ち簡単な定義である。

先づ衣食について我國の現在を見ると不幸にして國民の需要には足らぬ。あれ正に下の憂である。第一米について見るに農商務省の農事年報や統計年鑑などはあるが、これは既に遅れ居る。大正二年からその以前七ヶ年に遡りこれを平均したもの『五五四〇万石』を平年作の標準として居るが、この標準は去年一昨年で大分異ふ。一昨年は『五七〇〇万石』出である。それで去年から七ヶ年以前に遡りその中から一番よい年と悪い年との二ヶ年を除いて残の五ヶ年の平均を見なければならぬ。統計の方法は統一しなければならぬが一昨年前の七ヶ年を探ることは今日には適しない。それで大正四年度から七ヶ年以前の平均を見ると『五二四〇万石』となる。これが今日までの平年作の標準である。これでは年々得られるものと思つても差支はあるまい。それで今これを内地人五五〇〇万人が食ふ事になると、昔から人間は一年に男子は一石八斗女子は一石六斗の米を食ふといふことが定量になつて居るが、どうしても『五二〇〇万石』では足りない。然るに日本は米の輸出國である。去年一昨年は豊作のためいくらか足つて居る。明治十年からこのかた米の貿易の状態を見ると、去年はじめて輸出超過をして居る。これは去年『五五六〇万石』といふ大豊作の結果であつた。去年の純輸出額は『四一萬石』である。けれども五ヶ年の平均が足りないので、一昨年以前までは年々『二〇〇万石』—『二千七八百万圓位』輸入してあり世の中の悪い年には六千万圓も輸入した一昨年などは四千八百万圓代の輸入をして居る。去年は幸にも輸出超過といふ状態であつたが、豊年が続けばよろしいが、これを以て天下の常態とすることは無論出来ませぬ。『五二〇〇万石』と見れば依然として足りない。米價調節は一時の策としては必要であるが、これ

また常態とすることが出来ない。あの不足を補ふにはどうしたらよからうか。麥を食ひよといふがさてあの麥は米よりも怪しいものだ。麥の産額は『二二〇〇万石』で殆んど『一〇〇〇万石』許り足りない。今あの産額の内譯を見ると、小麥は『五〇〇万石』大麥が『一〇〇〇万石』で其他は裸麥である。従つて麥の問題は米の問題よりまだ困難である。次に大豆はと見るにあれとて味噌醬油を作るに足りない。従つて肥料にする豆粕は年々四千万圓位輸入して居る様な状態である。不足な年で三千六百万圓位、尤も肥料を惜むは『一文惜みの百知らず』であるから敢て嘆くに至らない。兎に角目今のとあるでは米味噌醬油共に不足である。英國は御承知の通り本國の面積が少く従つて衣食の缺乏が甚しいけれど、一面に於て非常な債權國である。然るに我國はかやうに米味噌が足りない上に債務國である。英國では麥の需要が本國に於て僅に二割二分五厘しか出ないが、外國に投資して居る資本は四百億圓の多額で、あの利子ばかりでも年々二十億圓入る。米國の鐵道の九十億圓といふものは殆ど英國のものである。日本は現在二十億圓の負債を負うて居るが、この中拾五億圓は政府のもの其他は地方とか會社とかのものであつて、これらの利子として年々一億圓ほど拂つてある。金の産出は年々内地では八百万圓、朝鮮其他でもそれ位は出るが、とても一億圓は出ない、その他に輸出超過があるがそれは戦争のための一時的の現象でその他は悉く輸入超過である。即ち年々五六千万圓を普通とし多い時には一億圓までも上つたことがあつた。その上に國民の生活は米味噌醬油のみの需要では満足しない。砂糖を必要とする。菓子には『あれはオカシなものだ』と思つても止めることが出来ぬ。(笑聲起る)むしろオカシでも仕方がない。といふ様な贅澤をする。これは全然止められぬけれど、精々煎餅か焼芋位にして置きたい。必要な

ものなら奮發もいゝが、贅澤なものは止める様にならなくてはならん。が仲々止めさうもない。そゝで買つて嘗めるか作つて嘗めるかを決めねばならぬ。ところが砂糖は日本内地の産では足らずに、年々本土外より「三十六萬噸」輸入して居る。三十六萬噸——ふれ丈ではそんなに大したものではない。五千五百万の人口に、一人の舌は幅は一寸に長さが長廣舌のものをさておいて先づ三寸。おれを延してその上に砂糖を載せるとあまり甘くも感じない。(笑聲起る)それでも砂糖の消費國としては世界で十七番目である。日本人はお茶を飲む時に砂糖を使はないが、英國人や米國人などの外國人はお茶にも珈琲にも砂糖をブチ込む。それから明りの材料であるが、雷の加勢や瓦斯の供給なども、無線電燈の發明がない以上寒村僻地にまで電信柱を立てたりパイプを持つて行たりすることが出来ないから、どうしても石油が要る。それも足りない。こゝに至つては甚だ國歩艱難な状態に陥つて居ると云はねばならぬ。それに債權國でないからどうしてもこれは一奮發して人間の力で引き上げて行かねばならぬ。序での話だが衣服もまだくゞ足りない。戦争のために大にその方面の經濟状態も乱れて來た。そして貧乏國を遺憾なく發揮して居る。絹などの立派なものを外國へ賣つてやつて、綿の粗末なものを自分達が着るといふ狀況に立至つて居る。

目下交戰國の状態を見ると、戦争のために起した債分が三百億圓以上に達して居る。おれから後まだ多大の公債を要するおと、思はれる。その上ふんどの戦争の復舊費に交戰各國は多大な金を要するおとになる。有史以來今度の様に乱暴な戦争はない。城も町も村も根コングに破壊されて居る。おれを修復して舊の様にするには、實に多大な金を要することであらう。公債の元利とおれらの復舊費のために租税の

負担は約三倍の増額となり、人民の懐が非常に淋しくなる。従つて消費力は非常に減じて來る。つまり日本の絹を買ふ方が非常に減する。それで濟むとよいがそればかりではない。ふんどのいくさでは全國の壯丁を竭し、しかも死傷は實に夥しい。獨逸の公報(昨年十二月廿二日迄の)によれば、陸軍の死傷、捕虜、行衛不明等合して三百七十万人の多数に上つて居る。しかも激戦は今年になつてから夥しい。他國は皆なおれに準じて居る。英國も一月九日までの公報によれば、陸海軍の死傷者が五十五万人で、交戰國中一番少いといふことである。おとに至つては交戰各國の總死傷人員を思うて見ると實に驚かざるを得ない。壯丁がなくなつた結果、残る者は子供と婦人と老人とである。其中婦人にはまた國家を維持する天職があるから勞働に従事するおとが出来ない。かやうな有様で戦後の生産力といふものは非常に劣つて來る。かくの如く租税が三倍になり生産力が減じ消費力が足らなくなる許りではなく。米國には英獨佛の資本が百三十六億も出て居る。その他各國に出てる資本を英國から二十六億、佛國から廿一億、獨逸からは十二、三億、合して四十二、三億の資本が年々出て居つたのが、戦後には出る様になる。おれがために世界全國は資本の不足を來し、生産業が振はず商業の沈滞を來すおとは明なおとである。又今度の戦争で軍器の註文を受けて利を占めたものは、戦争が止むと同時に恐慌を來す。今正にこの運命に陥つて居るものは米國である。獨佛戦争の時に獨逸から埃國へ對して軍器を註文した。それがために埃國の經濟状態に却つて恐慌を來した。平和的の家具、器具、玩具等は恐しく高價となつて恐慌を來したのである。一体恐慌は何時起るかといふに、平和状態から戦時状態に移る時と、戦時状態から平和状態に復する時とである。今度の戦争では日本の影響を受けたことは僅少であるが、米國の受けた影響

は實に大したものである。米國にはこれまで榴散彈製造場がなかつたのであるが、去年の二月その設備が調ふや、一時に七千五百万弗——これを我國の貨幣に換算すると一億五千万圓の註文が行つたのである。コチクチカットリバー附近に速射砲を作る會社があるが、この會社で毎月勞働者へ支拂ふ額は實に三百万弗である。かくの如く米國の各種の工場は殆ど軍器の製造場に化したるかの氣があるが、この状態は戦争の終局と同時に火の消ゆるが如くブツツとなくなつて了ふ。米國は平和時代から戦時に移る時に既に恐慌を受けて居る。一九一四年の棉の出盛りに棉が出ない。棉は火薬の材料なるがために、一封度二十四錢のものが十四錢に下落し、更に十錢に下落した。棉は米國の生命で、平年に一千五百万ペール出るが、この年は一千八百万ペール出た。あれが上述の如く下落したため大打撃を受けた。日本では絹は南十一州に關係するものであるが、一時は暴落して大恐慌を來し、一九一四年の十一月になつてから去年の夏にかけて全盛になつて取返し、今は戦時状態の最も盛な時であるが何れ戦争の終局と共に恐慌は免れまい。米國に輸出するものは、一億六千万圓中その四分の一を占めて居る。一九〇七年に米國に恐慌が起り、翌八年九年と絹の價が出ずために信州邊りは大分困つたおとがある。おんどはまたよほど困るかと思ふ。

棉は今後何ほど高くなるか殆ど見越しはつかぬ。米國では最早や植付に二割五分だけ手控へしたといふおとである。戦争が済めば棉が一時にドット出て来る。従つて需要は非常に多くなつて来るだらう。火薬の原料にする綿は、繰綿をする時に白くチョロ／＼と残る部分が最もよいのであるが、おんどの戦争は大砲戦のために古今未曾有といふほど火薬を燃すので、綿の善惡を選んでるおとが出来ない。その上

兵士の用ふる夏服は綿で造る。陸軍の經理部で最も苦心をするのは被服である。兵士は常に野外でゴロ／＼轉がり、その上背囊の下は汗のためにカーキ色は褪せて居る。戦争のための二大需要に綿は非常に高くなる。一派の學者が需要供給の原則で、需要が増せばこれを作る人が多くなるから高くなる譯はないといふが、これは例の實際を知らぬ學者の机上論である。どうしても日本の内地には棉が出来ない。綿は暑熱の時花の出る時にして降雨のない地方でなくては出来ないものである。それであるから「抑々一体元來」といつてもとても追付く議論ではない。絹ならばいくらも出来る。學校の庭や公園などを叩き潰して桑を付ければい、けれども、棉は仲々その義にはいかぬ。然らば何を以て衣服を作るか。「ナニ着物にキンでもいゝや」と言つても、春夏秋冬裸になつて居る譯にはいかぬ。着物は元より裝飾物ではない。獸なら着物はいらないが、吾々は猿より毛が三本多いからといつて着物を着ないわけにはいかない。何の役にも立たない毛であるから、(笑聲起る)家は雨露を凌げば足る。床の間の裝飾に雪舟も何も掛けに及ばぬ。けれどもどうしても被服丈は要する。物は本來の性質を失へば乱るゝものであるが、贅澤をしないで實際に間に合へばそれで足りる譯である。おとろがそれさへ供給するおとが出来ない。そんならばどうしようかといふ方案についてこれから述べて見やう。

今日の農業は極端に發達したものである。田は全國で二千九百六十町歩あるが、おれに改良を加へると「一千万石」の増収はたしかに見込がある。麥は東海道筋の二毛作で「一千万石」の増収が得られる。朝鮮は遼東半島と共に世界の大産國であるが、次は北海道で、朝鮮の面積は本州より少し小さいのに人口は一千二百万ある。おれを本州の人口三千六百万あるのに比べると、まだまだ多く開拓の餘地がある

しかして到る處大豆の栽培に適するといふことである。砂糖は台湾が天下第一で將來は五十万噸を出す見込である。それが二十六万噸しか出ないのであるからまだ一餘地がある。石油は秋田に於て油田が豊富である。主任技師の話を聞くともう二年待つて呉れると全國の點燈用には不自由させないと言つて居る。自分も實際に視察をして來たが、大丈夫その見込に間違があるまいと信ずる。棉は仕合にも台湾や朝鮮によいものが出来る。尤も朝鮮のは少しは悪いが横糸位にはなれる。年々買入れる高は二億六千万圓に上つて居るが、これに加工して印度、支那、南洋等にやつて居るのであるから敢て嘆くには及ばぬ。かやうにやれば出来るが今日の現狀ではとてもいかに。さうかといつて唯生産のみやつては無駄になる。消費するところを分析研究し、勞少くして功多しといふ点にならねばならぬ、目下のとあるは兎に角いけない。樂観も悲觀もない。不足してゐる時に『米もある麥もある、天下太平ワーツ』と言つて居つてもいけない。結局今日はいけないが上述の様な方法を探るとこれで經濟の大体はいける様だ。次に食物問題に入つて見る。

米を作つて蔵に入れて虫に食はせるといふことはいかん。二硫化炭素の燻蒸を用ふればよいが然し火災の恐がある。これを防ぐには照井式的安全袋を用ふれば虫もつかず、鼠も除れられる。次は米をいかに有効に使用するかの問題である。今日までは不衛生不經濟に使用して居る。一言にして言へば昔に返つて玄米を食ふ。昔は白米を姫米と稱したものである。姫ならば滋養ある副食物を喰べるからいゝかも知らんが一般の人は用ひなかつたものだ。それが徳川氏三代の頃から白米に變つて來た。目の慾を働かし過ぐると却つて害あるものである。然らば玄米と白米とは成分に於てどれだけの違いがあるかと云ふ

とを分析して調べて見ると次の様になる。

玄 米	脂肪	〇〇一七二六	白 米	〇〇〇四四四
	磷酸	〇〇三三〇〇		〇〇一〇〇〇

然して脂肪は吾々の脂肉を増し、磷酸は頭腦を明晰ならしむる效能のあるものであると既に御承知であつて見れば、吾々は米を白くして却つてカスを食つて居る。態々加工して却てポテト以下のものにして居る。しかも搗賃は一日に六斗搗くとして二斗白三つだとすれば五十錢はとられる。おれが『五千二百万石』では大した多額に上る。その上搗減はごうしても〇・〇七五はある。尤も搗かなくては漬物に困るといふ人があるが、其心配は少しもいらん。糠は精々一升二錢五厘であるからたとひこれを賣つて見たとあるが搗減の損失とは比するまでもない。尙その上焚いて殖むる分量は白米の〇・三増に當る。即ち白米で一升三合焚くと玄米で一升焚くと量に於て同じである。且又白米は脚氣にとつて大きに困るものである。あの氣候で白米ばかり食つたなら千人について四十九人はたしかに出る。よく地方から東京へ出ると脚氣になる者は多いが、これなども矢張り米の關係である。即ち地方で白米などと言つてるのは東京では半搗米位のものでそれを麥などを交へるからどうしたつて脚氣に罹りつゝおはない。麥はミチナルフード(骨の養素)に富んで居る。従つて玄米と麥とを食べると、骨の丈夫な、体の太つた然も頭腦の明晰な理想的の人間が出来る。然れば田舎の人は身体が飽くまで強くそしてよく働く、反對に都會の人は粕や腐つた魚を食ふた蔭で身体を悪くし従つて働けぬ。然し々玄米々と言つても其焚き方を知ら

ぬと困る。折角食ひはじめても途中で逃げる様ではいかんから今その傳授をする。第一に水加減を見る。この水加減といふことは随分面倒なことで昔玄米から白米に變る時など大いに困つたものであらうと思ふ。さて玄米の水加減については、陸軍の糧秣廠で七十五度研究した結果。玄米一升到水二升四合の割合にすると最もよいさうである。第二にチバを失はぬこと。おれがまたおとに大切なことである。陸軍省で研究した結果に見ると、三升焚の釜に水二升四合を入れ、口に手拭を巻いて蓋をする、煮立立つたなら石を乗せて蓋を押へる、十分位も焚いたなら火を引いて後のホトボリに廿分位かける。チバがおぼれさうなら手拭を水に浸してまきつける。また右様の焚き方であるが、おとに名古屋の長谷川商店に玄米特用の釜が販賣してあるから、申込むと何時でも送つて呉れる。尤も只では送らぬが。おの釜の特徴は蓋に仕掛があつて、煮立つと湯気が合圖をして呉れる、それと同時に火を引くといふおとになつてゐるが、甘く焚けてしかも經濟的な釜である。しかしながら前の釜が不用になつたからとて全然カマハンといふわけにはいかぬ。それで蓋に仕掛があるのだから蓋だけ註文すればよい。學校の試験用にも都合のよい釜である。第三に脂肪が多いからどうしても腐敗が早い。是を防ぐには繩籠の中に糶を入れて井戸にブラ下げるとよい。尤もいくら井戸の中だからとて五六日にもなると別問題だが。私は三年許りかうした玄米飯のオニギリを續けた。

更に一步を進めて朝飯を焚くおとが大なる不經濟であるから、その時間を他の勢力に費したため玄米でパンを作るおとを考へた。唯脂肪が多いため焼くと縁が非常に堅くなるけれども、その時はそれを細かくして茶や味噌汁の中に入れて喰べればよい。自分もやつて居るが唯家婢先生だけはごしても白い米と味噌汁でなければ通じて困る。(笑聲起る)兎に角半斤六錢代をポケットに入れて置けば二食はおれで済む。然しおれだけではまだ骨を養ふことが出来ない。小麦をフスマおと粉にしおれに玄米を加へて作れば申分のない完全パンを作り得る。東京では銀座のチャリサーで玄米パンを製造して居るから御希望の方はおとまで註文になるとよろしい。又下谷の東黒門町の田邊玄平といふおとでも賣つて居る。おれなどは至極面白く出来て居る。『黒門町の玄平が玄米の玄パン』を賣つて居るのだから(笑聲起る)然してこのパンを薄く切つて火にあけると酒の肴としてはまあ結構だ。恰度カキモチとカステラの間の味がして。(笑聲)貧乏徳利にはおれが最もよく似合つて居る。しかし一斤やつと八錢位のものであるから、おれを用ふれば經濟でしかも養ひには完全無缺である。東京の學生にはどうも脚氣が多い。毎年十万人位はある。錢を出して菓子を買つて食つて死ぬ。みんな詰らんおとはない。しかしパンは飯と異つてごちの家庭でも作るおと譯にはいかぬから、團体的にパン屋を作つて皆が供給を受くるおとふ様にしたいものだ。これで大体經濟の方の話もかたがついたから次に財政の方面に移りませう。

今日の日本の財政は殆ど困難な位置に立つて居る。財政が果して鞏固であるか否かを見るには、經常收入を以て國の費用を拂ひ得るかどうかと云ふことを調べる。若しそれが出来た上更に臨時費から進んで交際費までも拂ひ得れば甚だ佳良なわけである。豫算表や決算表では表向それが差支なく見ゆるからそれで大丈夫だと思つてはいかん。凡て物の觀察といふものは側面からもせねばならぬ。さうすると今日の經常收入の中には戦争に費すための臨時収入が入つて居る。(おれは明治四十一年に發布された臨時法律であつて永久に効力を有して居る)今總額からそれ丈の高を差引いて果して國費を支辨し得るか否

かを見ると遺憾ながらそれが出来ない。日清戦争當時の財政困難は實際に於て左程心配するほどのものでもなかつたが、今日の財政では普通以外の費用が種々假面して入つてあるから仲々困難なわけである。元來收入の理想的なものの中産以上のものに伴つて行く確定財産收入にあつて贅澤品を之が補助として全体の均衡を採つて行かねばならぬのに今日それが缺けて居る。

例へば所得税率にして見ても職業の危険の多少によつて課税するのが至當であるのに最も安全な公債證書にはその收入に對して税を課して居らぬ、却つて一生懸命骨を折つて得るとあるの勤勞收入には大分かゝつて居るといふ課税の有様である。その中でも收入の安全不安全によつて課税に區別をつけるのが當然であるのにそれも出来て居ない。例へば裁判官とか吾々の方は終身官吏であるから一番安全なわけだが、普通一般の官吏になると決してさうはいかぬ。御承知の通り『文官分限令第何條』かによつて不意にた拂箱になる。安心して落着いて居られぬ。それが更に御用商人とか使用人傭人などになると一層甚しい。それであるから世界の先進文明國などはこの状態によく適合した制度を採つて居る。それから營業税などは戦争の結果十五割になつて居る。又登録税、印紙税、通行税の如きは日露戦争のまゝの高い課税を示して居るため隠蔽又は虚偽の申告が殖むるといふ結果になつて居る。それから鹽の税金も高い專賣の結果梅干や澤庵に入る鹽にまで課税される形になつて居るため下層民になるほど困つて居る。殊に漁業家にはこの鹽が生命であるのに漁用の鹽にまで課税してあるため、千葉縣などでは折角獲たサンマを腐敗の結果肥料にして居るといふ有様である。それを防ぐだけの餘力が漁家にはないのである。その外製造品に用ふる加里類は皆此の鹽を必要とするので製造家も大分困るよと、思ふ。

元來租税は効力を存しなければならぬ。それが六億近くの歳入に鹽の全收入が僅々一千萬圓よりない。これ位の收入を得るため漁業家を苦めたり漬物に困らせる様なふとはいかん。僅か一千萬圓ではあるが人民にとつては頗る辛い。今少し『しをらしく』して貰ひたい。明治三十三年十月の調査平均によると鹽は原價一〇〇に對して賣價二四四といふ高い割合を示して居る。酒も高い方であるがそれでも一六〇の割合に止つて居る。かくの如く現在の有様では猶幾多税制に對して改廢の必要がある。然らば此れを如何にせばいゝか。それには種々あるだらうが土地自然増加に對する課税などがその一であると思ふ。土地の價格は社會自然の傾向で年々高くなつて行く。それをそのままにして置くことは少し虫のよすぎることである、今假にこの學校の敷地が三年前に一萬圓したとしてそれが今日三萬圓になつたとすれば、こゝに二萬圓の自然増加を示すわけである。此際二萬圓の増加を課税の目的とするに差支はない。他國では大抵やつて居る。獨逸では右様の場合その二萬圓に期間を顧慮し公平を旨として〇・二五から〇・三までの税を課する。けれども恒定のものではなく臨時のものであるからあれで經常の支辨にはならぬ。英國は獨逸と反對に現價を捕へて臺帳價格を定める。面倒臭いがよささうである。どうするかといふと先づ政府は所有主に價格の申告をさせる。然しながらその申告には虚偽がないといふわけにはいかない。それで政府が宣告するまでの手心が面白い。假りに一萬五千圓の時價を有してをるのに所有主が六千圓の申告をしたとする。すると政府の方はその値段で買ひ取るがどうかと出る。夫では困るから申告を取下げて改めて八千圓と申告する。又買ひ取ると切り出す。それでもあまるので更に一萬圓と改める。あの様に何回でも改めさせてよい頃を見て定める。一萬五千圓のものだからあまでもそれを言は

せやうとしたつていかぬ。世の中はさうしても二割位引いて見なくては。ふららが政府の手心であつて一体手心といふ心はどの邊にあるものかといふ邊の邊にある。(笑聲) かうすると大したかけはなれた虚偽の申告をなすことも出来ずかた／＼政府ではよほどの歳入が得られる。學者の説ではその手段方法がどうも法律を遡らせる嫌がある。四五先のことを見越して台帳を作らうとする。然しながら今日の苦しい財政状態を四五年も待ち堪へることが可か否かといふと日本ではそれが非常にあまる。さあ市の街へ行つて見ても三十六度の貸札の貼つてないさはない。それが東京の電車の大通りさへ一町内に必ず三四軒あるといふ大不景氣であるからまあ急に急迫の時である。自然増加課税は日本では決して物好きなことではない。又價格の變動は單に土地許りではなく、テーブルでも債券でも皆變るけれどもそれは手段方法の未の問題である。

それから租税の率と収入と一致する間はよいが今日では率が〇・一なのに収入が〇・〇五より上らぬ。一体租税は最大点(マキシムポイント)に達すると課すべきものではない。それがその点を越すために却つて収入が減るといふ様な点になる。例へば沖繩の泡盛が一石三十五圓の時には「十六萬石」も内地で輸入したのだけれど、それが四十五圓になつたら「六、七石」しか来なくなつた。又「業税や所得税にも」さの点がある。三十六年までは〇・一四であつたのが三十七年に上つたため段々収入に増加がなく却つて減する様な状態である。もとの税率でも今日の収入位はとれる。料理屋とか待合 業は減じないが現に船などの營業は段々減じて來て居る。あれではいかぬ。

次に酒や煙草でまだ／＼増収がとれる。煙草の卸商は專賣局と小賣商との中間に居つて種々弊害があるからそれを廢して直に小賣さした方がよい。又酒は大津式の醸造法によると十八日目で生米から採れる。その方法を行ふと資本の回轉が早く一ヶ月一回仕込むと一年に十二回仕込める。少し位酒税を高くしても營業者の方に利益が十分あるからよからうと思ふ。

それから森林の収入であるが今日のとさるで一千万圓を収めて居る。然るに林地は内地で七百萬町歩それに北海道が五百萬町歩、あの廣大な面積に若しも相當な改良を加へたならば尙七八千萬圓の増収が得られることと思ふ。一体この方面は學術の適用を完全にし得るものがない。然るに遺憾ながらそれがしてない。改良をしようと前述の増収が得られるとはいふものゝ、そんなら來年から直ぐ出せと言はれては少々あまる。しかし二千萬圓多く出すならば誰にでも出来る。政府では今日二千萬圓を要するがさうなれば内地のよい。只今では農商務省が材木商に拂ひ下て遞信省がそれを買ふことにしてあるがそれではいかぬ。宜しく政府自ら手を下して兎に角森林から大なる財源を得る様にせねばならぬ。更に進んで國民の要する材木は政府で世話する位にならなくてはならぬ。先年神田の大火の際には材木は三割方高くなつて居る。これでは罹災民がまあと可哀相な話だから人民側に甚しい影響を與へない限り災余の人民を保護する迄にならねばならぬと思ふ。昔は却つてよくそのさが行はれてを。尤も火事は江戸の名物と言はれた位だから十年に一回は必ず大火があつたものだ。それで公儀では、それを救ふために秩父の木材は荒川を下して本所や深川に貯へ木曾は品川に貯藏していざといふ場合の、に供したものだ。かうして見ると昔の人は仲々馬鹿ではない却つて今の人より賢しい位のものだ。サ、二千六百年の間國を立派に保つて來たから利巧な筈だ。

要するに財政でも經濟でも吾々がよく意を用ひて改良してやつたなら双方共に進ませることが出来る。即ちあれを改良するところが目下の國民の緊急な義務である。あれをやらぬは國民の怠りである。立憲國の國民で代議士を持つて以上若し法に不可の点があつたら改めさせる、足りなかつたら作らせればよい。諸君が教育者私などは差當り御勘定方目付役といふ地位にあるから互ひ絶えず誠めてやればよい。決して微力なことではないと思ふ。殊に兒童の父兄で立法行政等に關係して人々に説けば大なる効果があること、信する。

あれで經濟財政の大体がつくせつたわけであるが兎に角今日は先づ收入を調へるところが根本的精神であり且は國債を整へ得ることもなるのである。その餘のことは諸君の御常識で御判断を願ふこと、し今日はあれで御免を蒙ります。(文責在記者)

歐洲大戰の教訓

(大正五年八月十日於師範學校講堂)

法學博士 田中穂積先生講演

諸君御承知の獨逸有名な宰相ビスマーク曰く「兒童を教育するものは来るべき時代の國家の運命を支配するものである」と来るべき日本帝國を指導するものは實に諸君である、かゝる重荷を負ふ諸君に向て一場の專見を述べらるるは衷心光榮とする所である、今日申上たいのは「歐洲大戰の教訓」と題しませう。

一昨年八月歐洲の中原に人間の歴史あつて以來の大爆發がおぎなりました。人間が地球上に生れてから何十万年であるか分りませんが、學者の説によりますと約三千万年とか云ふ事である、吾々は六千年前からの歴史を知る事ができるのであるが今回は實に有史以來の大戦争であつて即ち人間生れて以來の大慘劇といつてよろいのである。百年以前のナポレオン戦争は各國舉げて狂奔したのであるが、其當時加算数は二百二十万人である、ツオトルローの佛軍七万六千聯合軍十一万合計十九万弱の兵士が雌雄を決したのである。下つて普佛戦争に至り大敵となりました、併しあの度の戦と比べては逆も及ぶべくもないので當時の兵数は二國で二百五十万にすぎない。今度の交戦國の全体兵數(日本を除く)は三千万の多數である。獨逸一國で一千万人と稱するのです、そして是等の兵士は獨逸では十七歳佛蘭西は十六歳から引上げられて居るといふ尤もかゝる事は軍事上の秘密ではあるが、昨年春の新聞を見た時に佛蘭西軍の十七八歳の青年が軍列にあるいちらしさなどかいてあつたのもわかる、又老いたるものはドイツでは五十四歳フランス軍では五十五歳まで召集せられて居るのである。三千万の動員兵士中あの三月末迄

に戦病死負傷者等は約四百万と計算せられて居る勿論正確なる事の保証はできぬも新聞雑誌に見ゆる報告はかやうである、尙この外に輕傷で幾度も戦線についたもの亦數ふるに違あらずである。實に有史以來の大事實であつて目親しく見得ざるも、吾人はこの世界的大事件より受くる教訓亦少くないのである。その悉くを列ふる事はできませんが、こゝには教育上に關係する事柄を述べて見たのである。

先づこの度の戦争で何人もが最著しいと思ふのはドイツの強さと云ふ事ではなからうか、露軍が始めは獨軍を破つて居りましたが是亦遂に獨軍の優に破られ、今や獨逸は二ヶ年に及べる今日多くの交戦國を相手に自國內には一步も足を踏入れさせないといふ力の驚くべき力は實に諸君何といたしたものでせうか。軍國主義にたいしてドイツの武力に秀で居るといふ事は既に四十五年以前の普佛戦争にたいしてもわかる、實に二ヶ年間に何百萬といふ大軍の間になりながら自力を以て保持する國力の無盡藏なるには驚かざるを得ないのである。獨逸はもとの富める國ではないのです、獨逸のホーヘンツォレルン家はもとブランデンブルグから起つた王であつて、その地は地味がもとやせたる甚だ天恩の薄い所でその二百年前の名物としては砂の外にはないと云はれたほどである、その後歴代の帝王によつて大いに改善せられましたが一八七一年迄は普佛戦争に見ても經濟上より見て驚くべきものではなかつた。當時獨逸は戦争に勝つて其年の二月十四日に宮殿にたいしてウエルヘルムが獨乙皇帝の王冠をいたゞいたのである。獨乙國民の半は農民であつて輸出物としては農産物のみであつた、製造物は専ら輸入に仰がねばならなかつた。かくて獨乙帝國建設以來盛に海外移住を致しました、内國では生活上の壓迫からして新たに運命を開拓すべく海外移住を餘儀なくせしめたのです、一八八〇年代(即ち二三十年前)で十年間に十三萬

人、一八八四年には二十萬人の多數移住者となつた是皆自産自活のために起つた現象である。故に英佛の人は獨乙恐るゝに足らずとしてたつた、英のバーマー・ストンが一八四四年歐洲大陸を視察して歸國して曰はく『獨乙の經濟上の状況は英よりたゞるゝ事一世紀なり』とまた英のゴブデンブライド曰はく『獨乙は經濟上にては大なるべからず是即ち石炭の要あればなり獨乙は石炭は産すれどもしかし極めて交通不便の地にあるのみ遂に英國と競争し得ざるなり』と今より五六十年前では英の眼中には獨乙がなかつた實際最近に至るまで貧困であつた。十七世紀の三十年戦争(一六一八年—一六四八年)の終りには獨乙では瘠弊の極人肉まで食つたといふ事です、最近までかゝる貧弱なりし獨乙が過去二ヶ年間に四面強敵を受けながら自國の國力と自國の軍隊とでもつて當つて來たのである、獨乙今日までの戦費(七月三十一日迄)實に二百四十億圓と稱せらるゝ而して最近一日の戦費四千萬圓と傳へらるゝ而して是等は悉く國內よりの出資である何と驚くではありませんか。

獨乙の貿易は七割まで海上を利用して行はれたのである、而してロシア、フランス、ベルギーとの貿易はその八割六分を占めて居つたのである今やその八割六分の大貿易は殆ど行はれや加之戦費の供給を自國に仰ぐといふ、是は専ら公債によるので今日まで前後四回全額百八十億圓に達して居る、尙驚くべきはその公債の價格のます／＼好況を呈する事である。即ち公債

- 第一回 五分利付 九十七半 (額面百圓に付き實拂九十七圓五十錢)
- 第二回 全 九十八半
- 第三回 全 九十九

斯く戦局進み戦費多端となり政府の信用薄きにも拘らず寔に有利の現象である。英國などの新聞では右のやうな事は自賛の巧辞など中傷するけれども、そういふ事は何れの國でもある事で何と云ふても彼の無盡蔵の有様には感歎せざるを得ないのである。思ふに此の戦争は中々終局には程遠かるべく、開戦以來獨乙の食物問題は實に重大であつた毛織物は豊富である、然るに人口一年九十萬の増加であつて見れば是亦次第に缺乏したのである、開戦當時までは穀物の二割二分を輸入して居たのである。

一九〇八年(開戦前二年)には六億八千萬マルクの輸入で一マルクが我國の五十錢としてかりに七億マルクとすれば三億五千萬圓であつた、一旦開戦せば是を如何にすべきやとは獨乙國內外共に叫んだ問題であつた然るに今日に至つても決して其窮極を見ないのである。抑も如何にして其の調節を行ふかといふに獨乙では開戦否や日用品の價をば命令を以て制限したのである、又一面にはベルリンの高等工業學校のエルツバッハ教授に命じて食物の研究をさせたのであるかくて十一月にはその報告が印刷發表せられたのである、それによれば是迄の食物の半量で營養供給が足りるといふ事どがわかつた。それからその報告を全國に頒ち充分の注意を促した、農商務大臣は命令を以て馬鈴薯の剝皮に至るまで干渉するやうになつた例へばその皮は煮てからむくやうになど、極力食物の無駄を防ぐ事に骨を折つたのである。昨年一月に穀物會社を創設したのですそれはプロイセンの政府及都市實業家の團體で組織したのです、あれは五分以上の配當は不可なりとしその後も種々の法を行ひ失敗もあつたがその後小麦の專賣を命じたのである。そして自治の團體によつてあれが分配を命ずるのであるが、始めは一人一日六十匁とし尙

三月には五十二匁としたあれは昨年二月からの事である。昨年六月二十八日の法律を以て帝國穀物所といふものを開始し戦時のあらゆる穀物の分配を完全にすることができたのである。次には肉類の缺乏である。あれは穀物と異り年々多くの收穫といふ事は困難である。本年に至り肉も亦穀物の如くに制限を付し一週間に五日だけ給供即一人五枚の切符を與ふる事となり五月に至つては一週三日となりました。あゝに面白い話があります、六月に宰相がツルデンベルヒにガルトンを訪問した時は丁度肉食のない日であつたが宰相の來訪といふので特に肉の分配を希望した所が國法は宰相と雖拒げ得ずといつて遂に肉の交附を得なかつたといふ事です。

以上は戦費を如何にせんか食物を如何にせんかといふ大体である、戦争の將來は如何なるべきやは勿論不明であるが過去の事實によつて彼の不斷の努力には驚くべきではありませんか。翻つて日本は如何、日露戦争の時には十七億の入資によつて僅かに今日あるを得たに比べて果して如何の感あらんやです。抑獨逸は如何にしてかくも偉大なる深刻熱烈なる舉國一致の大精神が養はれたのであらうか一言にして言へば教育の力に外ならぬのである。獨逸の國民性はさやうに圓熟なるものではない、やはり是は教育の偉力によつて陶冶せられたのである以下獨逸の國民性について述べてみやう。獨逸の國民性として特長は第一は忍耐力の強い事である。ごちらかと云へばのろい國民である、その目的を貫徹せねば止まぬ底の百折不撓の根氣である。獨乙の物事の改良には三代かゝるといはれてをるまづ、これは悪いなどするのが一代。改良しなければならぬといふに一代。これが改良工夫に一代といふのろい鈍重なもので而も既に決定した後百折不撓である。

今日ドイツに於ては二三十年前の移民は既に反対の現象となり殖産興業の勃發は勞力の不足を來しウルデンベルヒには實に百五十萬人の勞働者を移入してをるのである何と盛んではありませんか。洪牙利。伊太利の國民の氣象は一をきいて十を知るといふ風なのに獨乙國民は十が十まで命令するにあらざれば動かないといふ風其代りかく充分なる徹底の下には専心に働くといふのである。獨乙人は中途にして方向轉換をなす者は極めて稀である例へば辯護士は飽迄辯護士としておし通すといふ風に一事に志しては不幸にして成功せざるも敢て悔む事なく平氣でをるといふので随分立派な人でありながら不遇な生活をして何等恨む所がないといふものも珍しくないのです。米國民は是と反對に所謂七轉八倒である面白い例があります。米國民は卵を運ぶには雞籠にも入れて運ぶ是萬一を氣遣つて一をしくじつても他の満足を希ふものである。然るに獨乙國民は此の卵を運ぶには只一つの籠に入れて運ぶかくて専心注意するので若し中途に落す事があつたられば運命であるとおきらめるのである。獨乙人は個性が圓滿なる調和といふ事を考へない、各特殊なる發達をなしか一方面に進展するので満足する、かるが故に彼國民が團體の結合をなすといふ事は自然の要求といつてよろしい團體行動の規律的であり百折不撓の大精神亦故あるかなでございませぬ。

第二の特長は獨乙人は極めて事物に精細である、飽く迄も研究的態度である、苟も事實をはなれて歴史を没却するやうな事はしない、而して彼は極めて理屈つぱく議論が非常に強い、由來獨乙には革命がない。元來獨乙人はさやうに聰明な國民ではない、自らもかく云ふてをる、英佛人の我田引水悪口ではないのです。シユルツエゲファートシツツ曰はく英國にダビットヒュームが生れなかつたら獨乙にカントが

なく佛國にルイスなかりせば獨乙にフルードリヒあらざるべく、佛國にナポレオン生れざりせば獨乙にモルトケなかりしならん。獨乙人は他國の長を探り自國の短を補ふ事に妙を得てをる事實に是を徴するも大偉人としての獨乙人は少いのです、見よ哲人カントの外には獨乙には寥寥たる否殆どないのです。ラマルクは佛人ですダーウエン。ニートン。ワットは英人です其他ステベンソン、エヂンソンなど皆獨乙人ではありません、しかもカントは英國のスコットランドの血を受けて居るといふではありませんか。獨乙人は決して天才的の國民ではない、併しながら小なる問題をも根氣よく之を研究し解決を求めねば止まない、かくて自ら開拓し進路を求めて發展興隆を計る所謂後天的の大修養がその大をなすのである日本には残念ながら三千年このかた思潮界の大偉人としてはなかつた、然れども將來つとめて止まらずば亦敢て悲觀すべきでもありません。

第三の特長は獨乙人の儉約なることです。外國でも日本でもある事ですが宿屋などで女中ボーイなどに心付をやるときに獨乙人は例へば二十錢をやらうといふ時五十錢の銀貨を所持するにせよそれをやつて三十錢の釣錢を取るといふ風で一面には綿密で一面にはまた甚だ儉約である。

第四の特長獨乙人の語學に秀でゝる事です、何人もが知つて居る通り彼は實に世界の舞臺に非常の勢力を有する事で、一体語學はさほど必要でないなどゝりきんで居るのは全くの間違ひ獨乙の今日は實に語學の力による事多大なものである。英國の貿易一九一四年には百十四億圓なるに一九二二年の獨乙の貿易はこれに近接して實に九十八億に上つて居る、是語學の偉力によるのである。獨乙人は外國に行けばまづその國の語學を覺ゆる事に専心で、英米佛人もさうではあるが日本語は中々に覺われない然るに獨

乙人は日本に來れば三年にして既に巧みに日本語を覺ゆる、語學に精通する事驚くの外ないのです、支那には各國の領事が居つて諸種の事情を本國に報告するのであるが、最近支那における獨乙の大成功についてベルヂュームの領事の報告によれば彼は支那語に通ずる事精しく自國民の保護旅行等に多くの便益を得るに由るといひ、漢口の領事もやはりかく云つておる。十年前露西亞の俘虜方を數ふるほどであつたがしかも日本語を知るもの至つて少かつた。今度青嶋における獨乙の俘虜は大多數日本語を學んでおる、ワルデックは昨年二月までに尋讀卷二をおぼれたとの事です。前にも述べた通り外國人は他國に行けばまづその國語を學ぶ事を當面の我務の如くに思ひ勉めるといふことが、即商業上の成功を得る秘訣であらうと思ふ、何と獨乙の商賣の根底より堅實なる事推して知るべきである。歐洲は凡ての物事が學問的に進歩するのであるがこゝに面白い例があります。鶏卵は日本のやうな小さいのは世界にない、外國人は朝飯に卵の半熟を食べるのですが、これが専用のコップは從來英國から輸入したものであるが、近來獨乙から盛に輸入するやうになりました。元來このコップといふはその口徑が卵の大きさに恰好しておつてそして英國の卵が大きいためにそれで都合がよいのであるが、東洋の卵には適しないのである、獨乙人は早くもこゝに氣が付いて直ちに自國特製のコップを輸出して大いに成功したのである是即ち彼が語學に巧みで早く着眼せる機畧によるのである。而して日本人は悲いかな語學に拙なる國民で世界的國民としては權威を有し得ざるをわしむのである。語學の教育において一層の努力を要するわけである。彼等は中學程度において既に佛語など充分であるといふ。

第五の特長としては協同一致なる事です、一体獨乙人は個性が圓滿でない一方に偏し一藝に通ずるとい

ふ有様であるから三人も集まれば自ら團體をなすといふも自然的の傾向なるらしい、かくて苟も上官の命とあれば水火も敢て辞せずといふ堅忍なる精神はやはり教育の賜である。それから彼國における農業の進歩まことに愕くべし氣候寒烈地味瘠せ天恵のうすい地をば極力改善を加ひ今日では穀物の多産する事同一面積について計算するならば實に世界第一といふ事でありませぬ。是産業組合の力大なるに居るもので組合數三萬あるといふ事です、日本には一萬二千位あると思ひます、彼は實績のある組合が三萬もあるのです、そして預金の高一九一二年に五十億マルク即ち二十五億圓の預金があるといふことです、是皆農民の大同團結の美擧に外ならぬのです。商工業も亦然りカルテル(聯合)の力頗大であつて製造業より銀行に至るまで此の大活動があります。

ドイツの勢力の大なるは社會黨であります。議員中にも此の主義者が随分あります、かく申せば甚だ國家を危うするものゝやうに思はれますがドイツの社會主義者はそうではありませぬ實に國家の干城であります首魁ベーゲル(今は故人)は曰はく苟もドイツ帝國の存立を危うするものは國民として價値のないものであるとまで極言してゐる、佛のエルベはこれを嘲笑しましたがベーゲルは恬として堅き信念に少しも動じません實に彼等社會主義者は一意祖國の安危を思ふる憂國の士であります全く他國の流とは同日の談ではおぼせません。

以上は實にドイツの國民性の大要であります。而して斯かる大精神が如何にして養はるゝかと云ふのに一に教育の力と申す外にはございませぬ。抑義務教育の制度の元祖はドイツであります。一六一九年(元和元年家康死して二年秀忠の時)ワイマルにおいて始めてできたのです。一六四二年ゴータに在りては

じまり一七七年プロイセンに行はれました而してフリードリヒ、ウエルヘルム一正始めて今日の所謂
徴兵制度を創めた人であります、これを見てもドイツがいかに軍事上に重きをなせしかぶわかるではあ
りませんか。かくてウエルヘルム三世の時佛蘭西と戦つてナポレオンのために非常な屈辱を受けたので
あるがつとめて戦争を避けて忍んで居たのです、然るに一八〇六年十月八日遂に忍がたなく止むを得
ず佛國に向つて宣戦を布告致しました、果せるかなその十月二十五日にはベルリンに入城式といふやう
になり皇族は擧げてポーランドに避難いたしました、僅かにルイゼがナポレオンの袖に縋つて哀を請ふ
た、かくて結ばれたる一八〇七年の平和條約は實にゆはれなものでありました、先づ

- 第一 ライン河とエルベ河との間の最よき所を割かれ
- 第二 一億四千万フラン(六千万圓)の償金をとられ(今より百年昔の事にて)
- 第三 軍隊の数を四万二千の兵に制限せらる

爰において陸軍大臣は妙策を案じて豫備兵の制度を創めて變に備ふる事としたのです。かく内憂外患交々
々至れるの時ハレーの市民の代表者を呼びあつめ大いに叫んで曰はく。
今や國家の運命頽然として地に墮ちたり予は精神文明の進歩によつてこの國難を救はんと欲す。
と爾來翕然として教育の勃興を來しまづ大學を創設する事となりました是は一八一〇年ベルリン大學の初
めであります、併し當時國庫乏しく校舎の建設すらなし得ず僅かにハインリヒ親王の邸宅を校舎としま
した。校舎既に成ると雖資を投じて良師を聘する事ができなかつた、有名なる學者フイエテ教授は劈頭
第一に無給で教授たる事を承諾し天下の學者猛然として之に倣ひ献身教鞭をとり大いにその振興策を講

じました。當時はかく慘憺たる裡にも教育の研究に腐心し上は大學より下は小學に至るまで熱心であつ
てその頃教育界の權威たるベスタロツチ氏の許に有爲の青年を拔擢して留學せしめ、學の教育の如きも
根底より之が改革をし、かくて一八一六年には新たにボン大學をも創設致しました。かくて人物の輩出
に全力を注ぎました。

いよ／＼一八七〇年には再び佛蘭西と戦つて見事に大捷を得ました、かくて六十年前の恥を雪ぐ事がで
きたのであるフリードリヒ戰捷の讚美を教育に歸して。

戰捷の名譽はまづ小學教師之を擔ふべし。
と當時はまことに文盲者少く戦後はまた盛に實業教育の振興を計り極力之が奨励をはかつたのでありま
す一八七〇年の普佛戦争は七月十九日に破裂したのであるが、九月一日にはセダン全十九日には獨軍威
風堂々パリに入城しました、東方メッツの要塞が落ちませんでした。が十月二十七日には遂にこれも落
ち有名なバセーム將軍をはじめ十七万人の降服がありました。フリードリヒ、カール親王メッツ攻軍陣
中に豪語して曰はく。メッツ既に陥りパリ死虎の如し而して戦後においては大いに實業教育に全力を
注ぐべし云々と。かくて果せるかな烈火の如く猛熾せるドイツの威力は二三十年後に英國を見事に殺倒
したと云ふのも亦故なきにあらずであります。かれ勇敢なる國民を擧げて四面楚歌の中に奮闘して敢て
國辱を受けざるドイツは敵ではありませんがまことに天晴なものではございせんか。
あゝに於て興國の要訣は教育にありと斷言するに憚らないのであります。然るに茲に注意すべきは強
い國民をつくるならば既にその國憂ふるに足らざるやこいふ問題では是は絶対に肯定すべきものでもない

22582
の

大正六年三月十日印刷
大正六年三月十七日發行

(非賣品)

發行所

青森縣教育會

發行兼編輯人

(青森縣廳學兵課内)
熊谷保吉

印刷人

(青森市大字浪打三四七番地)
小嶋二三郎

(秀美堂 電話七三三番)
(青森市長嶋一二六番地)

青森縣教育會
青森縣廳學兵課内
熊谷保吉
青森市大字浪打三四七番地
小嶋二三郎
秀美堂 電話七三三番
青森市長嶋一二六番地

327
946

終

